

令和 2 年第 3 回定例会

一 宮 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 9 月 1 6 日
開 会

令 和 2 年 9 月 1 6 日
閉 会

一 宮 町 議 会

令和2年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	11
大橋照雄君	11
藤乗一由君	19
志田延子君	32
袴田忍君	37
鵜沢一男君	39
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	45
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	48
議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	65

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	68
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決	71
閉会の宣告	74
署名議員	75

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 16 日 （ 水 ）

令和2年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和2年9月16日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
6番	鶴	沢	清	永	7番	鶴	沢	一	男	
8番	藤	乗	一	由	9番	袴	田		忍	
10番	吉	野	繁	徳	11番	志	田	延	子	
12番	森		佐	衛	13番	鶴	野	澤	一	夫
14番	小	安	博	之						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	川	島	敏	文		
会計管理者	小	柳		薫	教育長	藍	野	和	郎		
総務課長	秦		和	範	秘書広報課長	鶴	岡	治	美		
企画課長	渡	邊	高	明	税務課長	御	園	生	加	代	子
住民課長	鎗	田	浩	司	福祉健康課長	森		常	磨		
都市環境課長	土	屋		勉	産業観光課長	田	中	一	郎		
オリンピック推進課長	高	田		亮	子育て支援課	中	山	栄	子		
教育課長	峰	島	勝	彦							

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸	岡	昇	書記	関	谷	智	香	子
------	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	一般質問		
日程第六	承認第	1号	令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第七	認定第	1号	令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第	2号	令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第	3号	令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第	4号	令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	認定第	5号	令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十二	報告第	1号	令和元年度一宮町健全化判断比率について
日程第十三	報告第	2号	令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
日程第十四	議案第	1号	一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第	2号	一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十六	議案第	3号	一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十七	議案第	4号	令和2年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定について
日程第十八	議案第	5号	令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第十九	議案第	6号	令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
日程第二十	議案第	7号	令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
日程第二十一	議案第	8号	令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

次) 議定について

- 日程第二十二 議案第 9号 町道路線の変更について
- 日程第二十三 発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第二十四 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

本定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、会議中はマスク着用の上、発言は登壇して行うようにいたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。また、換気のため、小まめな休憩を取りますので、ご了承ください。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和2年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、専決処分の承認1件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正3件、補正予算5件、町道路線の変更1件のほか、発議案2件でございます。

また、一般質問は5名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で議会運営委員会からの報告を終わりといたします。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

10番、吉野繁徳君、11番、志田延子君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、令和元年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、令和元年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙の諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しておりますので、これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小安博之君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり、行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など、合計17件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げたく存じます。

初めに、総務課所管の業務からでございます。

令和元年度の決算状況をご報告申し上げます。

一般会計をはじめ全ての会計につきまして、5月31日に出納の閉鎖をいたしました。決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ歳入額80億5,618万円、歳出額76億6,939万円となり、歳入歳出の差引き額は3億8,678万円であります。

本定例議会において、令和元年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

続きまして、企画課所管の業務についてであります。

まず、特別定額給付金事業であります。5月15日に全世帯に申請書を発送し、5月18日から8月18日の3か月間、申請受付を行いました。申請されていない方々には再通知の発送や戸別訪問をするなど、申請を促しました。

最終の給付状況は、5,463世帯、1万2,307人、金額としましては12億3,070万円で、給付率は99.7%となりました。

次に、JR上総一ノ宮駅東口開設整備事業ですが、上総一ノ宮駅東口は7月1日から利用が開始されました。主に神門踏切を通行しないと駅を利用できなかった駅東側にお住まいの方々にご好評を得ており、西口駅前広場の渋滞緩和にも役立っています。工事にご協力をいただきました皆様に感謝を申し上げます。次第であります。

また、JR東日本千葉支社が、現在、JR上総一ノ宮駅駅舎リニューアル工事を行っており、間もなく完了いたします。これにより駅全体の環境が改善され、駅利用者の利便性が向上されます。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会であります。新型コロナウイルス感染症の世界的な広が

りにより延期を余儀なくされております。この新しいスケジュールが7月17日に発表されました。大会期間は2021年7月23日から8月8日までの17日間で、2020年の競技スケジュールの曜日を2021年にスライドさせることになりました。

釣ヶ崎海岸につきましても、延期前と同様、サーフィン競技会場として使用され、競技日程は2021年7月25日日曜日から28日水曜日の4日間、サーフィンフェスティバルは7月25日日曜日から8月1日日曜日の8日間で開催されます。当町といたしましては、引き続き関係機関と連携を取りながら、必要な準備に取り組んでまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてご報告申し上げます。

国民健康保険の特定健診につきまして、前回の行政報告でお伝えいたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、例年6月に実施しております特定健診は地区別に時間を割り振り、密集・密接を防ぐなど対策をしながら、この15日から29日までの10日間実施してまいります。また、12月に予定しております後期高齢者健康診査についても、医師会と連携しながら実施に向け取り組んでまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の関係です。

いまだ終息を見ない新型コロナウイルス感染症ですが、幸いにもこれまでに長生管内で確認された感染者の数は、9月14日現在、21人とどまっており、他の地域と比べ少ない状況にあります。しかしながら、全国的には感染経路不明の患者やクラスターの発生が見られ、いつどこで感染者が確認されてもおかしくない、予断を許さない状況が続いております。

さらに、今後は季節性インフルエンザや風邪が重ねて流行することが懸念されるため、先月28日には、生活圏を同一にする管内市町村長とともに森田千葉県知事を訪問し、PCR検査体制の拡充や感染者収容先の確保など、長生管内における医療体制の強化が今後早期に図られるよう、7市町村長連名による要望書を手交いたしました。引き続き、町民の皆様には、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の関係であります。

こちらは、千葉県が給付する慰労金に管内の市町村が歩調を合わせ、上乘せをするものであります。

対象者は、このコロナ禍においても業務を継続することが求められる医療機関、介護事業

所、障害者支援施設に従事する職員の皆様です。この方々は、集団感染へのおそれや感染すると重症化するリスクが高い患者や利用者と接触するなど、心身に重い負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事されていることから、心からの感謝とともに、お一人2万円の慰労金を給付しようとするものであります。今議会の補正予算に必要経費を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、健康事業の関係です。

新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見合わせてきた各種検診事業につきましては、この7月から、感染対策を講じた上で順次再開しております。

しかしながら、今年度の30歳代の健康診査につきましては、健診会場の広さや受診者の数などから十分な感染対策を講じることが難しいと判断し、やむなく中止することといたしました。今後も感染状況や社会情勢を見極めながら、町民の皆様の健康増進事業に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、介護保険事業の関係であります。

令和3年度から令和5年度までの3か年を事業期間とする第8期事業計画の策定に向け、第1回一宮町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会を7月2日に開催いたしました。今後、当委員会では、介護給付費の動向を踏まえ、3か年の介護保険料の算出や高齢者が安心して暮らせる在宅医療・介護連携の体制整備、さらには認知症施策の推進を盛り込んだ事業計画の策定を進めてまいります。

続きまして、子育て支援課でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への臨時給付金事業についてご報告を申し上げます。

まず、国の子育て世帯への臨時特別給付金であります。これは児童手当の対象児童1人当たり1万円を支給するもので、9月8日現在、860件、1,528人分の申請があり、給付率約99%で、今月末が期限であります。

また、町の子育て世帯応援給付金ですが、これは18歳以下の全ての子供1人当たり1万円、追加給付として、ひとり親家庭の子供1人当たり3万円を支給するものです。

給付状況につきましては、18歳以下の全ての子供は1,132件、1,861人分の申請がありまして、給付率約95%で、10月末が期限となっております。また、ひとり親家庭の子供は、給付率100%であります。今後も期限まで、各給付事務を行ってまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

初めに、大欠池ですが、耐震性が国の基準を下回るほか、堤体の漏水も確認されるなど、早急な対応が必要なため、改修設計と経済効果算定、事業計画概要書を作成し、効率的な整備を行ってまいります。

続いて、農業集落排水事業ですが、施設の老朽化に伴う更新事業等を計画的に行っていくため、正確な経営状況を把握し、事業運営の効率化を図ることを目的として、今年度から令和4年度までの3か年にわたり、公営企業会計への移行のための準備を進めております。

続きまして、商工関係です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う深刻な景気後退を受け、厳しい経営状況にある中小企業等を支援する中小企業再建支援事業を創設し、今月7日までに315件のご利用をいただいております。

また、経済状況は依然として厳しい状況であるため、影響を受けた地域経済の活性化を目的に、新たにいちのみや地域応援券事業を行います。

本事業では、まず町民の皆様に町内各店舗で使用できる商品券を配布し、家計支援及び消費回復を図ってまいります。

また、同時に、依然として深刻な影響が続いている宿泊事業者に対する支援策として、町内の宿泊施設を利用された宿泊者に対し、宿泊の特典として町内の飲食店や土産物店などで利用できる商品券を配布し、誘客及び消費回復を図ります。

さらに、おもてなし提供事業として、町内宿泊施設に宿泊される方に対し、地域が協力・連携して行う地域ならではの旬や季節に合わせた特産メニューの提供やプレゼントなどを実施し、誘客促進、また地域特産品の認知度向上を図ります。

次に、観光関係ですが、水難事故等が予想されるため、7月23日から8月31日まで、救助に関する資格を有するライフセーバーを配置し、海岸の安全対策を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海水浴場が不開設となる中、多数の方が訪れましたが、特に大きな事故はありませんでした。

新型コロナウイルス感染症については終息のめどは立ちませんが、引き続き商工業及び観光業への支援策を検討してまいります。

続いて、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係であります。今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、9月1日に3回目の入札を行い、55%の発注が完了しております。

また、交付金事業で進めております町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業は、拡幅に伴い橋梁の架け替えが必要となるので、橋梁の詳細設計を発注いたしました。今後は用地買収に向けての準備を進めてまいります。

次に、交通安全対策工事関係ですが、8月上旬に行われました通学路安全プログラムに基づく点検結果を踏まえ、安全対策工事を発注する予定です。

次に、環境係ですが、毎年行っている一宮海岸の清掃活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。また、一宮川の堤防草刈りも中止の予定であります。

来年度は、新型コロナウイルスの感染状況により実施を判断いたしますので、実施する場合は皆様のご協力をお願い申し上げます。

続いて、教育課の所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてであります。

小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の影響により、今年度の夏休みは8月1日から8月23日までと日程を短縮し、翌24日には、小中学校ともに、無事、新学期を迎えることができました。引き続き感染症対策を徹底しながら、児童生徒が安心して学習に取り組める環境を維持してまいります。

次に、小学校における校務用・児童用パソコン入替え事業と、GIGAスクール構想実現に向けた小中学校ネットワーク環境整備事業であります。本事業は8月末をもって完了いたしました。今後は、一新した情報通信機器の活用と併せて、ICT支援員についても配置をいたしますので、より充実した環境でICT学習に取り組めるようになる予定であります。

このほか、7月30日付でスパニーマイケルさんを新しい外国語指導助手として任用いたしました。平成30年度から2年間、御宿町で外国語指導助手としてご活躍されておりましたが、このたび団体間の任用替えに伴い、当町で任用することとし、新学期から中学校で英語指導に当たっております。

外国語指導助手については、平成30年度から2人に増員をしております。今後も小中学校におけるさらなる英語教育の充実と国際教育の推進に力を入れてまいります。

次に、社会教育関係についてであります。

6月1日以降、段階的に社会教育施設を再開し、7月1日から、町のバスいちのみや号の利用も再開いたしました。利用人数は約半分の最大15名まで、マスク着用や消毒の徹底、適切な換気、利用者名簿記入等のご協力をいただいております。

また、社会教育関連の行事は、文化祭、芸能音楽祭、七歳児合同祝について、新型コロナウイルス感染防止等、安全面を考慮し、中止することといたしました。

文化財講座につきましては、感染症予防対策を十分に講じ、定員を設けた上で、10月3日土曜日に上総一ノ宮駅に関する講座を中央公民館で開催いたします。

続いて、成人式であります。こちらは新型コロナウイルス対策として、町内民間ホテルの大きなイベントホールを借用して開催することを計画しております。

会場使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今議会に補正予算を提案してありますので、よろしくお願いをいたします。

終わりに、この定例会には、承認1件、認定5件、報告2件、条例改正案3件、補正予算案5件、町道路線の変更1件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜ようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会議時間の短縮に努めておりますので、質問者並びに答弁者は要旨を十分整理され、簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。皆様のご協力をお願いいたします。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小安博之君） それでは、通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、このコロナ禍の間において簡潔明瞭に質問せよということでしたので、できるだけ努力することを誓います。

まず、私は、防災は命を守る最上位の施策であると、そういうふうと考えております。し

たがって、この政策が何よりも最優先して行われなければならない、そういうことだと私は考えております。

そこで、2期目の馬淵町長の取組について、次の3点について伺います。それぞれ各1点ごとをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず第1点、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症対策については、秋までに独自の体制が必要と言っている専門家もおります。長生・夷隅・山武郡市が一つの医療圏になっており、コロナウイルス検査室は長生保健所1か所しかありません。また、長生郡市に感染症の指定病院がありません。第2波、第3波が拡大したときに対応できなくなるんじゃないか、そういう想定の下に対策をするのが常識と私は考えます。

隣のいすみ市では、市民の命を守るために、国から支援を受けてPCR検査場を設置、それから軽症、症状のない人が入院できるように病室を24床用意、そして重症者に対しては鴨川の亀田総合病院に20床を確保した、そういう発表がありました。一宮町はどう対応しているのか、以下の点について伺います。

1つ、町は国や県と相談するなど、何か対策を考えていますか。

2、PCR検査が長生保健所で対応できなくなった場合を想定し、いすみ市に施設利用のお願いをしていますか。

以上、2点をお願いします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策のご質問についてお答えいたします。

初めに、1点目の、町は対策を考えているのかとのご質問ではありますが、現在、生活圏を同一にする長生管内の市町村では、医療体制の整備について中心的な役割を担う長生保健所をはじめ、茂原市長生郡医師会、長生郡市広域市町村圏組合を交え、今後の感染再拡大に備えた検査体制の充実について検討を重ねているほか、先月28日には7市町村長が合同で県知事を訪問し、検査体制の拡充や感染者収容先の確保など、長生地域における医療体制の強化が今後、早期に図られるよう要望書を手交いたしました。

続きまして、2点目のPCR検査が増えた場合について、長生保健所に確認したところ、

現体制で1日に可能な検査数80件に対し、これまでのところ多くても1日40件程度の検査にとどまっており、今後、仮に検査数がオーバーフローした場合には、いすみ市に開設された検査室ではなく、県の機関である千葉県衛生研究所での対応を予定しているとのことでございました。

最後に、議員からありましたいすみ市の取組について関係機関に確認したところ、PCR検査室につきましては、県からの委託事業として国保国吉病院組合と夷隅医師会が協力の上、開設したものであり、また感染者用の病床につきましては、その確保について責任を担っている県の担当部局に確認したところ、現在、県では県内全域の医療機関に対し、感染者の居住地を問わず受け入れる病床の提供を依頼しており、これまでのところ医療機関からは約750床の協力があり、ホテルを合わせると約1,450床が確保されている。ただし、協力を申し出た医療機関名と病床数は、風評被害防止の観点から一切公表しないとのことでございました。

なお、これまでに千葉県内で療養を必要とした感染者のピークは、4月25日の650人でございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 1問目の答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） 再質問ありません。

○議長（小安博之君） じゃあ、続いて2問目どうぞ。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、要するに独自の対策はないというふうに私は解釈するようなことだったと思います。

では、2番目に移ります。

2番目としまして、避難所の受入れ体制について伺います。

新型コロナウイルス感染防止でソーシャルディスタンスが必要になります。したがって、今までの避難所の収容人数を大幅に減らさなければいけない、見直しが必要となる。各避難所の収容人数について伺います。

また、次の3点について、これは前にも問合せしていたんですが、その内容が重複しておりますが、なかなか進んでいないのでぜひ答えてもらいたい。

まず1番、クーラー、ベッド、間仕切りの設置について。

2番、障害者及びペット同伴の受入れの準備について。

3番、避難所で二次災害が発生した場合、町民への対応についてのマニュアル等を作成し

て職員を指導しているかどうか、その点について伺います。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

答弁願います。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまの避難所の受入れ状況は万全かというご質問でございますが、まず初めにご質問がありました避難所収容人数についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営では、感染防止対策を徹底するためのパーティションの設置や、発熱者、濃厚接触者の専用スペースの確保など、様々な対応が求められております。

町では避難場所の優先順位や運営方法の見直しを行いまして、コロナ禍災害に対応できるように準備を進めているところでございます。

収容人数につきましては、現在のところ風水害で800人、地震で約600人と見込んでおりますが、災害の規模によっては避難所の数が不足することも考えられますので、民間宿泊施設や一宮商業高校の体育館など、避難所として開設できるよう、詳細を協議しているところでございます。

次に、3点質問がございましたが、1つ目のクーラー、ベッド、間仕切りの設置についてでございますが、暑さ対策につきましてはスポットクーラーが挙げられますが、設置台数や使用方法、排気口確保などの問題から、設置は困難であると考えております。

なお、高齢者や障害者など、要支援者の方には空調設備の整った部屋を使用できるよう、現在検討、また関係の機関と協議をしております。

また、パーティションにつきましては、既に1,300区画分を発注済みでございまして、順次納品されております。段ボールベッドは35個を配備したく、本議会に補正予算を計上してございますので、よろしく願いいたします。

次に、障害者及びペット同伴者の受入れ準備についてですが、障害者につきましては健常者と同様に災害時に開設された避難所をご利用いただきたいと考えておりますが、それが困難な場合には保健センターを避難所として開設いたします。ペットにつきましては、避難所の優先順位を見直し、ペット同伴が可能な避難所の設置を現在検討しているところでございます。

次に、避難所で二次災害が発生した場合、町民への対応についてマニュアル等を職員に指示してあるのかというご質問でございますが、コロナ禍災害に対応した避難所運営マニユア

ルを今月中に作成し、全職員を対象とした避難所運営訓練を実施する予定でございます。災害時に適切な行動が取れるよう、職員に周知徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） 再質問ありません。

○議長（小安博之君） 続きまして、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁で、質問はしませんが、要求したいところがありますので、ぜひお聞きください。

まず、クーラーなのですが、これは最近、また新しいタイプのが出まして、スポットクーラーよりも優れたものが出ていますので、その辺の検討をしてください。

あと、障害者を同じところに収容するということはぜひ避けてもらいたい。以前に、追い出されてすごいひどい思いをしたという方の話を聞いていますので、もう最初からその施設を用意してもらいたい。

あと、今月中に職員に対する教育訓練をするということで、これは非常に期間が見られる、非常にいい行動だと思います。

それでは、3番に移ります。

防災組織づくりについて。

防災対策について、私は一宮町はどこよりも遅れているという自覚を持って取り組んでもらいたい。町長は、以前、当選直後に、新聞で「私は防災は十分でできなかった。防災とインフラを重点とした政策をこれからやる」と、そういうふうに表示してありました。

そこで、町長にお尋ねします。

どうして十分にできなかったのか、反省と学習をしたと思いますので、まずそれを発表してください。

それから、防災は、災害は、あしたにも来るといふ、そういうものでありますので、できるだけ時間を早くやるというのが基本だと思いますので、その辺の考えを述べてください。

以上、お願いします。

○議長（小安博之君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えをいたします。

一宮町の防災がなぜ遅れていると判断したかということでございますけれども、私がこの

なぜということについては、幾つかの私なりの推測というものを申し上げるところになるのかと思います。

一つは、一宮町の場合は、地形と申しますか自然環境が非常に複雑でありますので、災害も多岐にわたります。長い海岸線を持っていて、また一宮川がございまして、さらには西部には丘陵地帯が広がっている。そういう意味では、地震は全域にわたるわけですがけれども、津波によって海岸線は被害を受ける可能性がある。また、川の沿岸は川の増水、氾濫によって影響を受ける可能性がある。また、丘陵地は土砂崩れの影響があります。そうした多様な災害がいずれも想定される。

そういう中で、一宮町については、この各地域の特性に即して、また防災も考えていかなければいけない。さらに、昔からの集落が展開しているところ、それから新しい方がお住まいのところ、こういうところではそれぞれ地縁の在り方も違っております。

そういったことに即して、きめの細かい防災計画を立てていく必要がありますけれども、2011年のご存じのとおりの大震災の到来までは1987年の東方沖地震がありましたけれども、一宮では元禄まで遡って巨大な自然災害がなかったということもあろうかと思いますが。

そういうことで、2011年の地震の到来以降、初めて防災の意識が非常に高くなってきた。しかし、まずは災害対策本部を設置する役場の老朽化、それから川のほとりにあった保育園の安全確保、そういう問題に当時の執行部が重点的に施策を行う中で、必ずしも各地域に即した現実の避難、あるいは防災の様々なシステムについては追いつき切らないところが残ってしまったのではないかというのが私の今の感想であります。

これは昔の執行部の皆様にまた伺ってみるのがより正確なところが分かりますかと思いますが、順番を追って課題に取り組んでいるという中で、一気に全てをこなすことができなかったのではないかと私は思っている次第であります。

現在、確かに大橋議員のおっしゃるとおり、いつ災害は来てもおかしくないわけですから、こうしたことについて鋭意取り組んでいかなければならないと私は強く感じておりまして、そのことを新聞のインタビューでも申し上げたとおりであります。

今申し上げた地域ごとの特性に即した防災計画の策定ということについては、私は昨年度、防災対策会議を立ち上げまして、これを進化させようと思って進めてきたわけですがけれども、残念ながら本格的な議論に入る前に台風の来襲と、そしてコロナウイルスの感染症拡大という問題がありまして、現在、開店休業状態になっております。これは状況を見ながら、町のほうで検討すべき項目については、まずは私どものほうで洗い出して、そして各区のほうへ、

各組織のほうへそれをお渡して、ご意見をいただきながら先へ進んでいきたいというふうに思っております。

また、私どもの町でもし災害が起きた場合、私は3つのレベルといったものが時系列の中で防災対策として必要になってくると思います。

1つ目は、これは発災直後において、被災想定地域の住民の方々に災害情報を正確に伝達するという事です。これについては、従来、防災行政無線の使用というものを軸に考えておりましたが、これだけではなかなか聞こえにくいということもありまして、現在は防災の情報をメールで差し上げる、あるいはスマートフォンのアプリケーションで災害情報を差し上げるということを始めまして、様々な複数の回路から情報を正確に、速やかに住民の皆様へ差し上げるということを確認する方向に私ども努力をいたしております。これをさらにその先へ進めて、必ず100%の方に正確に情報が伝わるようなところまで展望していきたいと考えております。

また、その次の段階としましては、実際に発災したとき、住民の方々に確実に避難してお命をお守りいただく、そのようなための様々な施策が必要である。避難路を確保し、また一時避難場所を確保していく、そしてそちらへ的確に、確実に避難いただく、そのようなことを確保していくということでもあります。

これについてはハードの整備も必要であります。現在、町道1-7号線の拡幅など、避難路条件の改善に取り組んでおりますが、こうした道路の拡幅、あるいは避難山の建設というのは膨大な資金が必要な土木工事を伴いますので、それも一方で展望しながら、まずは私どもに与えられた現在のインフラの状況などを踏まえた上で、最良の避難の形態を防災対策会議などでも皆様にお諮りしながら、地域ごとに策定していきたいというふうに考える次第であります。

また、3つ目が、今大橋議員がおっしゃっていただいた避難所の問題であります。これについては、収容人数を最大限確保していくということ、それからそこでご避難いただいたときの生活の質を確保するということが大事になってまいります。これについては、私どもさらにコロナ禍という問題がこれにかぶさってきておりますので、運営マニュアルの作成、今申し上げたとおり、9月中に共有物として私どもがこれから準用することになるわけでありまして、そうしたものを今作っております。また県の浸水想定区域の見直しが行われましたので、それに合わせた避難所開設順位の見直しなども行っております。また、民間宿泊所を避難所に指定するための一部事業者との協定締結の協議なども今行っているところ

であります。

こうしたことを通じて、避難所にご避難いただく方の人数の大きさ、それを確保するとともに、ご避難いただいたときの暮らしの質の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、こうした町の防災関係施策以外には自主防災組織、高齢者や障害者など、要支援の皆様のご避難のときには大きな役割を負っていただくことが期待されます。また、避難が長期化された場合に、避難所の運営についてもお力をお借りする可能性が大いにあります。こうした重要なお役目を負っていただけるということが期待されます自主防災組織、まだ町内には数が少のうございますので、今後も私どものほうからも随時、設立を皆様に呼びかけるなどして組織づくりを進めていきたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、大橋議員のおっしゃったとおり、この防災の問題というのは一刻の猶予もならないということですので、できる限りの速度で先へ進んでまいりたいと思っております。

以上、大橋議員からのご質問にお答えをさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） 再質問。

○議長（小安博之君） はい、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） ただいまの町長の答弁に対して、質問をもう一度お願いします。

私は、昨年から、この防災関係について質問してきましたけれども、町長の考えの優先順位がちょっと違うんじゃないかという、そういう思いを持っていましたので。

と申しますのは、防災課がないんです。私は最重要施策の課がないということは非常に考え方としておかしいんじゃないかと前回申し上げたんですが、まだいまだかつて組織そのものが変わっていない。したがって、こういう緊急を要するような案件の行動が遅い。そういうことが私の目からは見えるんです。だから、その意識改革をぜひ町長にお願いしたい。そのことで、ぜひ町長の気持ちをもう一度、どういうふうにするか具体的にもうちょっと、この点について説明をお願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えいたします。

この問題については、以前よりお答えを申し上げているわけですが、私個人としては、防災課の設置ということを以前より考えているところであります。

現在のところ、新型コロナウイルスの到来という新しい状況もありまして、私どもの中で

の業務の分担状況というものがまだ流動的なところがあります。その中で直ちに防災課の設置には至っておりませんが、私も議員のおっしゃるとおりに防災課を設置してまいりたいと考えているということは、ここでも改めて申し上げる次第であります。

防災については重要であるというご意見には、全く異論がございません。

以上であります。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） もう一度、質問。

○議長（小安博之君） 再質問。はい、よろしく申し上げます。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、ちょっとまだ具体性がなくて、なかなか町民の皆様に伝わりにくいと思います。いつまでにこうしますよという、そういう答えをぜひお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再々質問にお答えいたします。

この問題につきましては、議員もご存じのとおり、新型コロナウイルスという未知の大変大きな脅威に今さらされているところであります。私どもといたしましても、この状況の中で何が最適なのか、なかなか見通しが難しいところがあります。しかし、いつまでというお約束を今ここで直ちにとというのはちょっと難しいところもありますけれども、できる限り早くということについては議員と同じ気持ちでございます。

こうしたちょっと不分明な状況の中ですので、やや曖昧なご回答になることをお許しいただければと思います。

○議長（小安博之君） 再々質問も終わりましたので、以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時07分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） それでは、3項目の質問について提出してございますので、1項目ずつ分けて、順を追って質問させていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 1項目めです。防災対策の現状と今後の方針について、4点について質問を提出してございます。

1、昨年6月に第2回を開催した防災対策検討会は、内容なく顔合わせだけに終わり継続開催をうたわれましたが、その後開催されておられません。地区ごとの問題調査やそれらの検討が進められるというはずでありましたが、その後どうなっているのでしょうか。

2つ目、今年の台風災害、大雨災害での被害状況やその際の問題点について、十分な調査、把握をしているのか、またそれらへの対策はどのように進められているのかという点です。

3点目、現在、10団体ある地区防災組織の災害時の役割など、詳細な取決めや申合せなどが進められていないようであります。台風災害なども間近に想定されるという、そういう季節になってしまいましたが、これをどのように進める考えか、お伺いします。

4点目、避難所をめぐる問題点などを緊急に対策すべきだと思いますが、どのような問題があつて、現在までどのように対策・改善をしたのか、あるいは今後どう進める考えかということについてお伺いします。

特に2点目に関しましては、被害の補助申請、そうしたものに関しては把握していることかと思いますが、そこまでに至らない、そうしたものについての把握が不十分ではないかということをお心配したもので質問に上げさせていただきました。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（小安博之君） 1問目の質問終わりました。

答弁願います。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、防災の関係、藤乗議員からの4点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、防災対策検討会につきましては、第1回目は今年の3月27日に、2回目は6月28日に開催いたしました。本検討会は、消防、警察関係者、大学教授等の学識経験者、自主防災組織の会長、区長、自治会長など30人以上で構成され、一堂に会して頻繁に会議を開催することは難しいという課題がありました。そのため、進め方について災

害種別ごとの部会を設置し議論を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見られず、会議が開催できない状況が続いております。

今後につきましては、文書によるアンケートを行うなど、各団体の防災に対する意見を集約し、方向性を見だし、次の会議に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、昨年の台風15号、19号及び10月25日の大雨による被害につきましては、住家被害189件、非住家被害99件、道路冠水17件、農業被害、これは金額にしまして約2億8,000万円ございました。

特に台風15号、19号では、暴風による停電の影響が大きかったため、町では電力会社と協定を締結いたしました。この締結によりまして、停電復旧における体制の整備、それから町民の皆様には樹木の予防伐採や飛散の可能性のあるものに対しての対策などを講じるよう周知をいたしたところでございます。

また、災害対応を見直すため、職員間で反省会を行いまして、避難所運営や災害ごみの対応などの多くの検討課題が挙げられました。これらの反省点を踏まえ、特に町民の命を守るための拠点となる避難所について、設置、運営方法など、現在も検討を進めております。早急に結果を出したいと思っております。

次の地域防災組織の関係でございますが、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感の下、自主的に結成する組織であります。災害による被害を予防、軽減するための組織として災害時の重要な役割を担っていることから、町としても設立を推進しているところでございます。

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには町の対応だけでは限界があり、早期に実効性のある対策を取るためには、ふだんから顔を合わせている地域の皆さんで結成された自主防災組織による初期消火、それから避難誘導、救出活動などが被害軽減を図るための重要な防災活動であると考えております。

これらの活動を円滑に実施するために、平時から町と自主防災組織で連携し、情報共有を図るとともに、具体的な役割分担についても検討してまいります。

4点目の避難所の問題でございますが、昨年の台風19号では最大で623人の方が避難され、避難所の開設方法など、多くの課題と反省点を残しました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所の優先順位や収容人数、必要な資機材の整備、対応する職員の体制、業務内容など、避難所運営の大幅な見直しが必要な状況でございます。

昨年の反省点を改善するとともに、コロナ禍災害にも対応できるよう、避難所運営マニュ

アルの整備や職員の訓練を実施するなどして、災害時に迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの答弁に関しまして、意見提案、要望という形で整理させていただきます。

防災対策検討会につきましては、ただいまの答弁にございましたように進んでいない状況なんです、これをできるだけ速やかに進めてほしいという要望は再三してまいりました。ですが、現在のような状況ではなかなか進まないということは重々承知しております。

しかし、ほかの自治体の取組ですとか、どのような形でまとめているのかということについて十分調査していただいて、さらに町内各地域の意見情報、これは各地区防災組織の皆さんなども大変重要な役割だと思っておりますが、これを小まめに収集して整理し、この状況を検討会のメンバーに報告していただき、再度意見収集をするというようなやり方で、具体的な防災対策、災害対策、対応についての一定の形を取りまとめるということではできません。つまり、リモートである程度まとめていくという形になるわけですが、台風の季節となり、至急に取りかかってほしいものです。

また、ご存じのように、いすみ市では樹木の倒伏などによる停電などを防ぐために、予防伐採に取り組んでおります。先ほどの答弁にも予防伐採などを周知したというお話がありましたが、一宮町の場合に同様にできるかということ、予算面でなかなか問題もあるでしょうから同様とはいかないと思います。

しかしながら、予防伐採を周知したというようなことであるならば、現状でどういうところにどれだけの問題、不安があるのかと、どの程度まで地域で対応が進んでいるのか、あるいは個人で対応が進んでいるのかということを確認しておくことは可能ですから、最低でもそのような情報収集というものを進めていただきたいと思います。これが2つ目です。

3つ目ですが、避難所運営や災害ごみの対応などの検討課題が挙げられているということですが、早急に改善を進めるという考えが基本としてはあるというお話が先ほどの大橋議員の質問の中でもございました。それであるならば、収集された意見情報、これらと照らし合わせて取組を進めるための順位づけ、これは先ほど申し上げました各地域の意見、その他を十分勘案した上で順位づけをするということで、順番をつけて一つずつ対応するという必要があると思います。

それによって、先ほどの大橋議員の質問にございましたような目標、予定はどうか、日程的なものはどうかということがある程度想定としてつくり上げることができるのではないかと思います。その辺のところをよく検討していただきたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 続いて、2問目、お願いします。

○8番（藤乗一由君） では、2項目めについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症と学校教育の現場の対策、今後の方針についてお伺いします。

以下の2点について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況も、3か月前とは大分変わってきております。

2学期以降の感染者発生時の場合の対応方針、学習面などを含めた学校現場の対応方針についてお伺いします。

2つ目は、小中学校を休校とせざるを得ない場合も十分にあり得る、そうした環境と考えられますが、休校を判断した場合の対応について、またその際に向けた準備体制などについて1学期の方針と変わりはないのか、あるいは多少、あるいは大きく変えていく考えなのか、問題点などを含めてお伺いします。

これらにつきましては、新型コロナウイルス感染症をただ単に不安視するという対応の状況から、一定の対策とルールに基づいて対応していくことで、ある程度までは抑止していくことも可能であるという考え方が広まってきているということです。安倍首相もむやみに恐れるものではないというような発言もあったということですが、学校サイドにしてもやみくもに長期休校するということは大変デメリットが大きいということで、むやみにはできないということは分かったわけですから、4、5月頃の対応と同様にはできない。

また、経済活動の面でも同様です。生徒へのネット利用の端末の整備に関しても、完了するまでには一定の時間が必要でありますし、こうした点を踏まえて、今後の学校などでの対応等について、家庭でも含めてということですが、さきの事柄についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁を願います。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） それでは、藤乗議員の新型コロナウイルス感染症と学校の教育現場の対策、今後の方針について、2つのご質問が関連しておりますので、一括で答弁をさせていただきます。

各小中学校では、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、ちょっと長いんですが、その中に学校の新しい生活様式というものがうたわれております。

その中で、今の子供たちに完全に定着しているのが、マスクの着用というのはもう何か日常的な生活の中にマスクが普通にあるという状況で、いつ行っても小学校1年生のお子さんが、暑いだろうなと思うんですが、マスクを外すこともなく、ごく普通に生活をしている姿をいつも見ております。

この新しい生活様式というのが、毎日の健康観察、それから手洗いの徹底、それからよく言われている3密という、これが3密を避けるということがもう3校ともに日常化しているということは言っても過言ではございません。感染拡大防止について取り組んでおります。

万が一、子供たち、それから先生方の感染が確認された場合どうするかということなんですが、まず保健所による濃厚接触者の特定、検査に必要な日数を考えますと、およそ3日間の臨時休業というのが今定説というか、そういう方向になってはいますが、いずれにしても学校だけの判断、町だけの判断ということではこれは先に進みませんので、保健所、また医師会のほうからのご指導をいただき、ご助言をいただきながら進んでいかなければいけないというふうに思います。

感染者の学校内での活動の状況、それから地域の感染拡大の状況、こういうことを踏まえながら、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断された場合、この場合は保健所によって指示された期間、学校の一部をストップするか学校全体をストップするか、要するに臨時休校という形を取らざるを得ない場合は、保健所の指示を受けてということで考えております。

そうなった場合、先般の全面休校になったときの子供たちの学習環境をどうするかということで、非常に子供たちも先生方も大変な思いをされたと思うんですが、これからそれが再発した場合、どういうふうにするかということなんですが、まず復習を中心とした課題を出すと、こういう対応で、長く臨時休業しなければいけないということが現実になった場合は、主たる教材である教科書に基づいて計画的に学習を進められるように適切な課題を準備し、定期的に回収して、評価・支援していく学習サイクルを確立しようと考えております。

補助的な手段としまして、現在、中学校では既に授業の中で、Z o o mというアプリがあるんですが、それを活用してオンライン授業が実施できるようにもう準備が進んでおりまして、テストも行われております。また、これは家庭と連携しまして、通信テストも実際行わ

れておりまして、いろいろ工夫がスタートしたときよりも進んでいる現状です。

小学校のほうにおきましては、インターネットを利用したドリル学習とか、千葉県の教育委員会が作成した授業動画なんかもあるんですが、そういうものを現在の授業の中で進めていって、それが休校になったときに自分たちが家庭でできる、あるいは罹患していない子供たちが学校に来られる状態があれば学校のパソコン室でオンライン学習ができるという、そういう形で、徐々に徐々に一つ一つ前に進んでいけるように、現在の授業の中で進めていっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまお答えいただきましたが、それに関して、これも意見要望という形で提出させていただきます。

児童生徒の皆さんが、家庭でもオンラインの活用を積極的に進めることで学習進度が少しでもアップするような、そうした取組をぜひとも進めていただきたいということ。そして、その際に、ソフト・ハードの面でも家庭でのオンライン環境が不十分な家庭が一定割合であるということが分かっていますが、これらの対策についても今後さらに考えていていただきたいと思います。できるだけ格差のないような対応の仕組みづくりに努めてほしいと。

この対応には、例えば民間の力もお借りするというようなことも十分考えられると思いますが、その辺のところも考慮した上で検討し、できるだけ早く進めていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは3点目、この項目について質問させていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 今後の町の経済活性化に向けた問題点と対策、方針についてお伺いします。

以下の3点について質問いたします。

1、現在計画している経済対策と効果などについてお伺いします。

2、プレミアム率の高いプレミアム商品券の発行は、町への経済効果が非常に大きいはずですが、5月頃に決断して準備を進めていたならば、本年度中の実施が可能であったと考えられます。そして、進めている近隣の自治体もでございます。現在となっては時期を失したという感じですが、まずなぜこのプレミアム商品券の発行に踏み切れなかったのか、進められな

かったのか、そして今後の対策、これを経済面での効果をさらにアップさせるような対策についてどう進める考えか、お伺いします。

3点目、町はオリンピック開催に向けて、幾つものコスト負担の大きい事業をこれまで進めてまいりました。本年12月前後には、恐らくオリンピック開催の可否が最終決定されると考えられますが、もし仮に開催されなかった場合の町の損失などをどう見ているのでしょうか。また、開催されなかった場合のデメリットから、その場合のための対策、これを切り替えて、できるならばメリットにというふうに進めていただきたいのですが、その対策をどう進めているのか、あるいは進めていくのか、それについて現状と今後の町の経済活性化に向けた方針をお伺いいたします。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、私のほうから、今藤乗議員の質問がありました1点目と2点目について答弁させていただきます。

まず、1点目の現在計画しております経済対策と効果についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響によりまして、県外との往来の自粛による移動の制約、地域行事等の中止や延期など、様々な制限が生じ、飲食、小売り、サービス業や観光関連産業など、幅広い業種にわたり売上げや収益が大幅に減少し、厳しい状況に置かれております。

これまで、厳しい経営状況にある中小企業等を支援する中小企業再建支援事業を創設し、早急な支払いに努めるなど、必要な取組を行ってまいりましたが、経済状況は依然と厳しい状況であるため、影響を受けた地域経済の活性化を図っていくための事業として、今回新たに、いちのみや地域応援券事業を行います。今回のこの事業でございますが、町民の皆様にも町内各店舗で使用できます商品券を配布し、家計支援と地域経済の消費喚起を促してまいります。

また、依然として宿泊業界では深刻な影響が続いていることから、町内の宿泊施設を利用された宿泊者に対しまして、宿泊の特典として、町内の飲食店や土産物店などで利用できる商品券を配付いたしまして、町内需要の喚起を行うとともに、消費の回復の効果を図るものがございます。

さらに、おもてなし提供事業として、町内宿泊施設に宿泊された方に対し、地域が協力・

連携して行う地域ならではの旬や季節に合わせた特産品メニューの提供、そしてまたプレゼントなどを提供いたしまして、誘客促進、また地域特産品の認知度向上を図ってまいります。

なお、今回行われます事業実施に当たりまして必要となる財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して対策に取り組んでまいります。

続きまして、2点目の商品券に関するご質問についてお答えさせていただきます。

商品券の発行事業は時期を逸したものではないのか、またプレミアム付商品券とすれば経済効果はもっと大きくなったのではないかとのご指摘だと思いますが、時期については、町では新型コロナウイルスの感染拡大に伴う深刻な景気後退を受け、今年度はこれまで第3次にわたりまして補正予算を編成し、全町民を対象に一律10万円を支給する国の特別定額給付金の迅速な支給に努めるとともに、事業者向けに対しては、前年同月比で売上げが50%以上減少した中小企業に対しまして10万円を支給する中小企業再建支援事業を創設し、今月の7日までに315社のご利用をいただいております。

さらには、子育て世帯やひとり親家庭に対する国や町独自の給付金の支給などの実施をするなど、町の経済や町民の皆様の暮らしの下支えをするため様々な事業を実施してまいりました。

我が国経済は、戦後最悪とも言われます景気後退に陥った今年の4月から6月期からは回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況にあることから、町ではこの町の経済や町民の皆様の暮らしの下支えを続けていくために、いちのみや地域応援券事業をはじめとする新たな経済対策を打ち出したものであり、時期を逸したとのご指摘は当たりません。

また、今回の商品券事業をプレミアム付商品券販売という方式ではなく、全町民に商品券を無償で配布する方式にしたのは、無償配布することで、原則といたしまして全町民の生活を支援できること、そしてさらには小規模店舗に限定した利用券の発行割合を高めることができ、より多くの事業者に効果が及ぶことが期待できること。そして、さらには販売窓口で感染が懸念されます密状態の発生を回避できるなどが理由でありますので、ご理解いただきたいと思います。

答弁は以上でございます。

○議長（小安博之君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、藤乗議員のオリンピックに関するご質問にお答えいたします。

町では、オリンピックサーフィン競技大会の開催予定地として、玄関口となるJR上総一

ノ宮駅東口や会場となる釣ヶ崎海岸への休憩施設の設置、進入路の拡幅などのインフラ整備、世界的なサーフィン大会であるWSLのQS6000の開催支援を通じた機運醸成などを進めてまいりました。

町としては、これらのインフラはオリンピック開催の有無にかかわらず、今後長期にわたり多くの町民や町内外のサーファーにご活用いただく町のかげがえのない財産であります。QS6000開催支援も釣ヶ崎海岸の知名度やイメージの向上に役立っており、損失とか対策を講じるべきデメリットというご指摘は当たらないものと考えております。

なお、今後の町の経済の活性化に向けた方針については、さきの議会でも申し上げましたが、まずは新型コロナウイルスの感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図るとともに、オリンピックに関しては、今年度に予定していた事業のうち横断幕やフラッグの設置、大会期間中の町主催イベントなど、凍結可能な予算は凍結を続ける一方で、来年の開催が確実に見通せる状況になった場合には、遅滞なく準備を加速できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま答弁いただきましたが、本年度は国の補助もあり、様々な事業に各自治体ともに取り組んでおります。

この中で、先ほど申し上げた高率のプレミアム商品券の発行、これを早期から計画していたということであるならば、8月当初にはスタートすることが可能だったというふうに考えられます。近隣自治体でもそのように進めているところもあるというお話を先ほどしましたが、例えばプレミアム率が50%の……

○議長（小安博之君） 藤乗議員、質問ですか。

○8番（藤乗一由君） 質問の前ふりです。

○議長（小安博之君） 簡潔に願います。

○8番（藤乗一由君） プレミアム率50%のプレミアム商品券を、町内約5,000世帯に世帯当たり2万円を上限として発行したとしますと、それぞれ3万円まで利用できるの、最大5,000万円の予算で約1億5,000万円の経済効果が見込めるということが想定できます。早めに取り組むことができたなら、それだけ違うわけです。

今回の場合には、一律商品券ですので、約6,000万ということですから3倍とまではいきませんが、それ近くの効果が見込めるということが想定できたわけですね。そうなりますと、

低迷する飲食業などにも一歩早く、そして広く対応できたということが考えられるわけです。

この意見については町長もお聞き及びかと思えます。しかも今回のような5,000円の商品券の場合には、スーパーで多めに1回買物をすればそれだけでなくなってしまうということがありますので、お分かりのように、残念ながらどうしても時期を逸した、あるいは選択を誤ったという感は否めません。

さて、ちまたでは来年のオリンピックは中止となるであろう、いつ発表されるのかなどと言われているということをご承知と思えます。もしそうなった場合の準備としての事業も十分に練っておくべきだと考えます。今後、今回できなかったプレミアム商品券、この教訓を生かしていただきたいと思えます。

そこで、中止となった場合でも、一宮が初のサーフィン競技の会場として選定されたことがオリンピック後にも十分にPRできて、しかもサーフィン目的でない来町者、あるいは一宮を通過していくような観光の方、こうした方にも十分PRできて、一宮を通過しないでワンストップしていただき、町の経済効果に貢献できるというような積極的な仕掛けや事業を考えて、具体的に考えて取り組んでいただきたいというふうに考えます。これについてどのように考えているのか、町長にお伺いしたいと思います。

また、さらにこの一宮町の今後の経済活性化に向けて具体的なものを想定している、これが計画としてきっちりできたものでなくても、どのような企画をどのような日程で取り組む考えが、あるいは想定があるのかということをお伺いしたいと思います。

先ほどのプレミアム商品券の例のように、早め早めの対応をするということで得られるメリットというのは大きいということが想定されますので、そうした面を踏まえてお考えいただきたいと思えますので、再度質問させていただきます。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

まず、プレミアム商品券の発行の問題でありますけれども、私どもはプレミアム商品券でないものを選んだことには2つの理由があります。

一つは、この全体としての経済低迷の中で、各家庭の家計も大変苦しい状況にあるご家庭が多いと。そういう中で、例えば1万5,000円で5,000円分の上乗せがあるものを販売した場合、1万円の出費を各家庭の方にお願いしなくてはいけないんですけれども、それは極めて厳しいものがあるであろうと。むしろどちらの方かを問わず、5,000円の商品券を私どもの

ほうから差し上げたほうが幅広く皆様にお使いいただけるだろう、そのように判断をいたしましたわけであります。これは一つの理由であります。

もう一つは、やはりこれはそうした大型のプロジェクトを組む場合、予算の裏づけが大変大きな問題となります。その中で、国のこの地方創生の臨時交付金の動向というものをよく見定めなければ、それもなかなか現実にはならないわけであります。そういった中で、裏づけが十分取れるということで、今回のプランに至ったわけであります。そういった中でのプランの形、また時期の設定でございますので、そのあたりはご了解いただければと思います。

また、もう一つ申し上げます、コロナについては実際のところどれだけの危険性があり、どれだけの行動の制限が要求されるのかも、4月、5月の段階では私どもにはよく分からないところがありました。そういう中で、私どもはこの商品券の発行というのは、コロナの感染が一段落した後、私どもの日常的活動を再開してもいい段階で初めて皆様にご案内すべきものだというふうに思ったわけであります。

そういったこともありまして、その時期の見極めなども大変大きな課題であったということでもあります。後からこの時期がよかったのではないかとのご判断もあり得ることかとは思いますが、私どももこの不分明な状況の中でベストの考えを追求してきたものであるということでございますので、その点をご理解いただければと思うところであります。

さて、そういう中で、今後一宮町がオリンピックの開催の今後の帰趨にはかかわらず、町のほうへ大勢の方がお見えになって、経済効果に貢献できるような仕掛けをどういうふうなことを考えているか、時間的なスケジュールもどう考えているかということをご質問かと思えます。

残念ながら、このコロナウイルスの動向といったものを非常に不分明に状況していると。私どもはオリンピックの到来とともに、世界の方々からの視線も一宮町にいただけると思っておりました。日本国政府でも、インバウンドの需要に対する大きな期待をかけていたのはご存じだと思います。

しかし、当面、このインバウンドの文脈というものは、私どもの町の経済を支えていただく、あるいは日本国の経済を支えていただく大きな力としては、当面これは使えないということがコロナウイルスの到来とともにはっきり分かってしまったわけです。

そういう中で、国内での旅行需要というのものどのように考えればいいのか。実のところ、Go Toのキャンペーン進んでおりますが、一方ではこれに対して警戒的な方も大勢いらっしゃいます。そういう中で、私どももこのオリンピック後、あるいはこのコロナの動向が定

まらない中での次の戦略、そういったものをはっきり打ち出しにくいところが正直なところであります。

そういう中で、模索しながら一步一步進んでいるというのが正直なところでありまして、そこは大変藤乗議員のご期待に応えられない部分でありまして申し訳ないんですけれども、苦しんでいるところでもあります。

私どもとしては、オリンピックが行われるか否かにはかかわらず、オリンピックの会場においては、今後、記念となるモニュメントあるいはサインなど、そういったものを設置して、そこに訪れる方に私どもの釣ヶ崎海岸がオリンピック会場に選ばれたんだということだけはしっかりと示していく、そういったことは考えておりますが、それを使ってこういった経済的な振興策をやろうというところまでは、残念ながら見通せていないというのが正直なところでもあります。これについては、町内の事業者の皆様、商工会の皆様とよく相談をして、観光協会の皆様とも相談をしながら、コロナの動向を見定めた上で策定していきたいと考えているところでもあります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの町長の後のほうの点について、意見要望という形でさせていただきますが……

○議長（小安博之君） 簡潔にお願いします。

○8番（藤乗一由君） はい。釣ヶ崎にということでしたが、釣ヶ崎に行かないとそこが会場であったということが分からないということだと、かなり片手落ちというか弱いんではないかというふうに思われますので、そこに誘導するというような形のサインなり何らかのものも必要ではないかというふうに考えます。そうしたことについても十分検討していただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

小まめな休憩を取らせていただきます。

会議再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（小安博之君） 会議を再開します。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

今回、一般質問は3点ほどございますが、1点ずつ質問させていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） まず第1に、次期の総合計画についてお伺いしたいと思います。

現在の一宮町総合計画は、2011年から2020年までの10年間を計画期間として行われていますが、令和3年3月が計画期間の終了となります。この総合計画には、理念や地域の将来像や施策の対応をはじめ、実施すべき施策や実施のための体制、プログラム等が示されており、大変重要な計画であると同時に、町で最も上位に位置づけられる自治体地域計画でもあります。

現時点では、次期総合計画を作成している様子がうかがえないようなので、町民と行政が目指すまちづくりの指針たる計画をどう策定していくのか、町長さんの考えをお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員のご質問にお答えを申し上げます。

総合計画についての考え方についてご質問をいただきました。一宮町の総合計画は10年間の計画期間で策定しております。現行の総合計画は、今、議員もおっしゃられたとおり、来年、令和3年3月で終了となります。そこで、次期の計画を考える必要があるわけでありませけれども、次期の計画につきましては、私どもといたしましては、国の地方創生交付金を活用して様々な事業が展開できる一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を考えまして、本年度予算措置をしておるところであります。

この当総合戦略につきましては、計画期間5年としております。目まぐるしく変化する今日の社会情勢の中でも一定の変化への対応が可能であるため、私どもといたしましては、現行の10年のスパンで考える一宮町総合計画、この構想、現行の構想などを反映させて、2つの計画を一本化した形でこの総合戦略を策定する予定でありました。

しかし、ご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染拡大という予期せぬ事態が発生しま

して、さらに今後の状況によっては来年に延期されております東京オリンピック大会、これの帰趨もその影響を受けるというおそれが想定されております。そういうところの中で、私どもの町の施策について、先行きについて不透明感が増しており、この総合戦略の策定作業が困難な現状となっているところであります。

私ども、こうしたことを受けまして、当面、現行の一宮町総合計画、これにつきまして、これをベースに、一方にございます一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを併せ持ちまして、両方計画を延長しまして、これをベースにしながら町の各個別計画を策定してまちづくりを進めていきたいと、この直近の時期についてはそのように考えております。その先に、またこの総合戦略を軸に、総合計画を統合した形で策定していきたいと考える次第であります。

現在、庁舎内で、これまで10年間、私どもが指針としてまいりました一宮町の現行の総合計画、これについての自己評価点検書を策定しております。これが完成いたしましたので、近く町のホームページに掲載するとともに、皆様からのパブリックコメントをいただく、また前回の総合計画の策定について、お力をお借りした各委員の皆様、現在も町内にお住まいの皆様を中心にこの自己評価点検書も差し上げ、皆様のご評価を改めて仰ぎたいと、そしてそれを次期の総合戦略、ここに総合計画を統合していくという考えでありますけれども、ここに反映してまいりたいと考えるところであります。

以上のように考えております。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではないんですが、これが最初の平成21年から20年までの総合計画でございましたね。そして、町長さんにお代わりになってから29年ですね。この29年の中で、平成23年に地方自治法の改正が行われて、今まで自治体にとって義務としていた基本構想がつくらなくてもよいということで、大分仕事が楽になったと思うんですね。

皆さん、この総合計画のときには町民の方たちが公募されまして、29名で、公募町民の方と町側とで約58回の会議を開催して、約1年間の期間をかけて、平成22年9月に議会で可決したものでございますね。ぜひこのように町民の方たちが参画する、パブリックコメントをしてくださるということですので、そのような町民の声を聞くという機会を設けていただきたいと思います。そして、何しろ確かにコロナ禍とか、何が起こるか分からない時代ですけ

れども、早くその作成のための委員会なり、そういうものをつくっていただけたらと思っておりますので、ぜひその旨、要望させていただきます。

以上でこの総合計画についての質問は終わりにさせていただきます。

2番目ですね、災害からの住民の命を守る避難所の見直しと整備についてですが、これは本当に大橋議員も、それから藤乗議員もお話しされておりましたが、ちょっとした違う視点からでもってコロナ対策としての密にならないための避難所運営をどのように考えているかということで、先ほどの答弁の中にも多々ありましたけれども、いま一度、何度やってもこれはいいことだと思いますので、もう一度聞かせていただきたいということと、一宮商業の体育館がなぜお願いしてなかったのかという方たちがたくさんいらっしゃいますので、そのことについてもお話を聞きたいと思います。

それから、町なかの、実は町の中では割と高齢者の方で、そして若い方たちが、みんなお勤めになっている方たちがいらっしゃるんですね。今の避難所は、津波対策の一時避難所というのがいろいろ頼んでおられますけれども、町なかに関しては津波よりも豪雨ですね、本当にいつ、ある程度分かるんじゃないかと言うけれども、今のこの状況ですと豪雨が本当にわあっと来て、マンホールもこんな噴水みたいになったりしますね。そのときに、高齢者の方がお一人でおうちでお留守番をしている方たちが、できれば近くの高いところにでも一時避難所というのをお願いできないかということで、そのような方、おっしゃられていましたので、今回のこの一時避難所についての考え方もお聞かせ聞きたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまありました2点の質問についてお答えをいたします。

まず、コロナ対策としての密にならないための避難所運営につきましては、コロナ禍災害時の避難所では感染防止対策の徹底が重要でございます。特に避難者が少人数になるような方策を検討しなければなりません。車中の避難ですとか知人、あるいは親戚宅などの安全な場所への避難を検討していただけるよう住民に事前周知を行い、避難所がなるべく密にならない状態になるように努めてまいります。

一宮商業高校の体育館の件でございますが、町では平成15年に避難場所、それからヘリポートとしてグラウンドを、また避難所として体育館を利用できるように取決めをしております。

す。今後、コロナ禍災害時に有効活用できるよう、詳細を協議してまいりたいと思っております。

2つ目の町なかの一時避難場所についてでございますが、現在の津波一時避難場所は、津波発生時に約30分以内に避難できることを目標として海岸沿いの建物を指定してございます。町なかの場合は、津波の浸水想定区域に入っておりませんので指定施設はありませんが、河川の氾濫や決壊により、緊急的に避難が必要な事態が想定されます。大雨災害は、津波と違い事前に予測できる場合が多くありますので、洪水時の浸水想定区域に入っている方は町の指定避難所や知人・親戚宅などへの安全な場所への早めの避難を心がけるよう周知してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ご答弁ありがとうございます。本当に一宮商業が平成15年に避難場所とかグラウンドヘリポートとしてというのは存じ上げなかったものですから、今日この議会の中でこれが分かったということだけでも非常に大きな収穫だったと思います。

それと、町なかの一時避難所ですね、町の自主防災組織の方たちが頼んでもいいんですけども、町のほうでお願いして下さったら安心して一時避難所に駆け込めるといふ、ある程度高い建物、3階建て以上の建物があったら、そういうところをちょっと町からもお願いしていただけたらって高齢者の方たちからのお話もございましたので、その辺を考慮していただけたらと思っております。

いろんなところで今、テレビでも報道でも、いろんなところで密にならないような対策で知人のうちとかというふうに言っていますけれども、例えばあそこだったら町がお願いしてあるということが分かれば非常に行きやすいのでということで、そういうお話もございましたので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） 一宮町中央公民館トイレの早期改善の実現をとということで、何度も何度もお話しさせていただいておりますけれども、令和2年3月の議会でも公共施設整備をどのように考えているかという質問の中で、公民館トイレの現状をお話しさせていただき、2020オリンピック開催イベントでの施設利用、それから自然災害時における避難所としての

活用、また公民館を利用する各サークルとか生涯学習教室で利用する高齢者・障害者、それからボランティアでもってあそこで独居老人にお弁当をお作りするボランティアの方とか配達する方たちが、皆さんがトイレの早期改善をということで、何とか町からの答弁をいただきましたが、町の計画、財政の流れを見た中で進んでいくと思っておりましたが、昨年からは新型コロナウイルスによる日本経済の影響とか新型コロナウイルス蔓延による医療機関への影響など、我々国民一人一人がコロナウイルスを理解し蔓延防止対策を行わなければいけないと考えている中で、町民の利用の多い公民館のトイレの改修は、コロナウイルス蔓延防止、公民館を利用する町民の方々の命を守るためにも緊急性を要する事業ではないかと思えます。

3月の質問の後のトイレ改修等の計画は特に聞いておりませんので、今後、町としてどのように考えているかをいま一度お聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、志田議員の一宮町中央公民館トイレの早期改修について、答弁のほういたします。

一宮町中央公民館につきましては、国からのガイドラインに沿った中で新型コロナウイルス感染防止策を取り、町民の皆様にご利用のほうをさせていただいております。

不特定多数の人が利用する公共トイレは、新型コロナウイルスの感染リスクの高い場所とされています。このため、衛生面や管理面においても対策していかなければならない項目と考えております。また、中央公民館は年間を通じて利用者が多く、その中で高齢者やお体の不自由な方々もたくさんいらっしゃいます。

これらを踏まえ、町では今年度中をめどに町有公共施設の管理計画を作成することとしておりますが、公民館につきましても、今申し上げました課題があることを十分に考慮した中で、計画のほうを策定していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

○11番（志田延子君） 再質問じゃないんですけども、要望させていただきたい。

○議長（小安博之君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） 答弁ありがとうございます。それこそ今、家庭の中では、子供たちが和式のトイレを使用したことがないという子たちもたくさんおります。まして高齢者だと

か障害者とかは、本当にトイレに関しては困っております。ぜひトイレ、何とか、確かに公共事業の策定のいろいろありますけれども、優先順位としては本当に一番先に考えていただきたいなと思っています。

それと、ちょっとこれは8月28日の千葉日報の県南版で出ていたんですけども、隣の町の睦沢町では、避難所となる中学校、運動公園などの和式トイレの洋式化を交付金で手当てできてよかったと、これが出ていたので、もしかしたら一宮町もこういうことができるんじゃないかなと思って非常に期待していたんですけども、どうか何かどこかでもって、あんまり高くなくて、本当に洋式のトイレにさせていただきだけで、ウォシュレットだとか何かまでは考えていませんが、何とかトイレの問題は早急に手を打っていただきたいと思って要望させていただきまして、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） それでは、9番、袴田でございます。

1点だけ、今回、一般質問をさせていただきます。

テレワークの受入れ姿勢という形で取らせてもらいました。

この春より、新型コロナウイルス感染症対策として、働き方も大きく変動の兆しが見えてきました。その中の一つとして、テレワークが大きく取り上げられています。その場になくとも、離れた場所で情報通信技術を活用し、時間や場所を制約を受けずに柔軟に働くことができる、そうしたそのような場所を、テレワークの事情の一つでございます。

町として、テレワーカーの受入れの是非を伺いたいと思います。受入れ推進であれば、その受入れ体制、移住、オフィス、システム整備をどのように進めていくのか、お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

テレワークでございますが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、働き方改革の一環

として国も推奨しております。町としましても、有効な手段であると認識しております。

テレワークには、在宅勤務やサテライトオフィスなど、様々な形態があり、民間事業者によるシェアオフィスの提供も行われているところがございます。商店街にあるシェアオフィス、SUZUMINEにおいても、テレワーク可能なスペースを有償で提供していると伺っており、こうした事業者への支援策やテレワーカーにどのようなニーズがあるのかを含め、今後の研究課題としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問ではございませんが、要望がございますので、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） 簡潔にお願いいたします。

○9番（袴田 忍君） 簡潔に行います。

今、私の質問から、ニーズがあるかを含めて研究課題としたいという回答をいただきました。ありがとうございます。その課題としての要望を、私のほうから3点ほど提出させていただきたいと思います。

離れたところにいながら仕事ができる、今後、テレワークを整備したところには、できるところには人は集中してきます。町の人々の人口流出を防ぐのでもあればテレワーク整備は必要だと私は思います。そこで要望を提出いたします。

1点目、テレワーク事業を進めるために、行政だけではなくて町内に知識を持っている方、またシステム整備にたけている方、民間の方にも具体的な案を作成させていただけないか、それは後で取り上げていただければありがたいなと私、思っております。

2点目、テレワーク可能なスペースを提供してもらえないか。これはSUZUMINEでも有償でやっております。今、家庭の中で子供がうるさい、家内がうるさい——これ余計なことですけれども、やはりなかなかテレワークに集中する場所がない、そういう場所にやはり無償でできる場所があればいいのかな。町の中の旧保育所や、空き家の対策を考えながら空き家を改修して、そういったテレワークスペースの事業所ができるといいなと私、思っております。そういった提供してもらえるか、考えていただきたい。

3点目、これは私もそうなんです、やはり機械に無知な方が多いと思います。利用者のサービスとして、高齢者や障害者の方へのスマホやパソコン教室の開催、これはやはり今、

ドコモショップでも週に1回、金曜日やっておりますけれども、なかなか順番が取れない。やはりこれは我々がテレワークをしていく以上、この町の中でもそういった勉強する場所があってもいいではないか。そういった場所を要望して、この質問は終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（小安博之君） 次に、7番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 私は、介護保険制度の町民に対する周知について伺いたいと思います。

介護保険制度は、制度創設以来20年を経過し、2018年度までには65歳以上の被保険者数が1.6倍に増加する中で、サービス利用者は約3.2倍に増加をしています。高齢者の介護になくてはならないものとなっております。高齢者が介護を必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の運用は町の責務であります。

そこで伺います。

1点目、誰もが必要なときに必要なサービスを利用すべきであるが、町民は制度の概要、また利用方法、サービス内容が十分に理解をされていません。家族が必要に迫られたときに、初めて制度の中身を知る人がほとんどであります。

そこで、介護保険利用者だけでなく、家族はもとより、将来の備えとして町民に広く周知をする必要があると考えます。町が実施した介護保険に関するアンケートの結果を踏まえて対応を求めます。

2点目、町内で活動する団体などに介護保険の周知を求めるものであります。民生委員、社会福祉団体などに制度の理解を求めることにより、高齢者福祉を地域社会全体で支えるべきであると考えます。対応を求めたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、鵜沢議員のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

高齢化社会が急速に進む中、町といたしましても社会全体で高齢者の介護を支え合う介護

介護保険制度は、広く町民の皆様にご理解をいただくことが大変重要であると認識しており、これまでもホームページによる制度紹介をはじめ、サービス内容を紹介する冊子を作成するなど、制度の周知に努めてまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、自身を含む身近な人に介護の必要がなければ、制度内容に関心を持たない人が多いものと思われます。事実、介護サービスを受けていない65歳以上の方1,000人に行った令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、回答者695人のうち約7割に当たる494人もの皆様が、高齢化社会の進展に伴い増加する認知症に関し、どこに相談したらよいのか分からないと回答するなど、改めて制度に関する情報が町民の皆様に広く浸透していないことを認識いたしました。

そうしたことから、町では令和3年度始期とする第8期事業計画の開始に合わせ、ホームページや広報紙の活用はもとより、制度の趣旨やサービス内容、利用料金、相談窓口など、誰が見ても分かりやすいパンフレットの作成を検討するなど、より効果的な制度周知に努めてまいりたいと思います。

併せて独居高齢者や認知症高齢者が増える中、身近な地域での支え合いもますます必要となりますので、民生委員、児童委員をはじめ、地域組織の皆様にもあらゆる機会を捉えて制度の周知を図り、連携を密にし、さらなる高齢者福祉の充実に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 再度質問をいたします。

質問2の社会福祉団体への周知については理解をいたしました。

質問1の町民に広く周知することについて、改めて伺います。

ただいまの答弁で、今後、ホームページ、町広報、そして冊子の作成を検討する旨の説明がありました。これは速やかに取り組んでいただきたいと求めます。しかし、これだけでは不十分であります。町が実施した令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護サービスを受けていない65歳以上の実に70%の町民が介護保険の中身を理解していないと結果が出ています。大変残念な結果であります。このことは町の介護保険行政のこれまでを反省し、今後に生かす絶好のチャンスではないかと考えております。

そこで、政策を提言したいと考えます。

町の防災行政無線で、夕刻の定時放送時に、介護保険の利用方法、サービス内容等をガイダンスすることを提案したいと思います。例えば録音放送で「今週1週間は、福祉健康課より、介護保険制度の利用方法、サービス内容などを説明します」、そういったことを行えばよいかと考えております。そして、翌週には、例えば「今週は、住民課より、後期高齢者制度とその移行方法について説明します」などといった施策をすればよいと私は考えております。

ここで重要なことは、繰り返し耳から入る情報であり、多くの町民が嫌でも耳にするということです。ホームページや冊子では、本人が望まなければ情報が伝わらないということがあります。回答を求めたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、鶴沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後、町民の皆様への周知方法を検討するに当たり、議員からただいまご提言をいただきました防災行政無線につきましても、周知する有効的な手段として捉え、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 再々質問をいたします。

検討していただけるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで町長に伺います。

介護保険制度の周知の重要性についてであります。介護保険制度は、これまでに主に家族が担ってきた寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える制度であります。65歳以上の高齢者が町に申請をして要介護認定を受け、その度合いに応じて介護サービス計画を作成し、在宅サービスか施設サービスのいずれかを受けることが一般的に知られていますが、それだけではなく、介護保険を利用して自宅にヘルパーの派遣を求めることも可能であります。また、施設に通所する際に、通所前と通所後の着替えや補助的なヘルパー作業なども併せて依頼することができます。

しかし、多くの町民は様々な利用内容を知らないのとあります。そして、現在の深刻な問題として、コロナ禍で通所リハビリサービスを受けていない、受けていた高齢者が通所を

見送ることにより、筋力が衰え、結果として歩行が困難となってしまう問題であります。しかし、これも訪問リハビリサービスを受ければ解決が可能なことであり、介護保険制度の周知は町民の生命を守る重要な福祉行政と考えております。

高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、本制度を町民に広く周知を求めますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員の再々質問にお答えをいたします。

私も介護保険制度、かなり複雑な中身を持っておりますが、町民の皆様にできる限りのご案内を差し上げ、周知を図るべきだと考えております。

ただ一方で、実のところ、様々なサービスをお受けいただくについては、ご存じのとおりケアマネジャーの方の関与がございます。逆に言えば、このケアマネジャーの方がケアプランをつくっていただくところで、様々な個別のニーズをうまくすくい上げて、その方に合ったサービスを差し上げているということかと思えます。

ですので、私どもといたしましては、まずはこの制度の利用、そうしたことができますよということのご案内、そこから先につきましては、またお越しいただいてからご案内を差し上げてはいかかなというふうに考えておるところであります。

防災行政無線などでも、そうしたことで私どもの役場のほうへ、福祉健康課のほうへお越しいただいてご相談くださいということは、ぜひとも強く言っていきたいと思うところであります。そのように考えるところであります。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。よろしいですか。

○7番（鵜沢一男君） 終わります。

○議長（小安博之君） 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第6、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）を次のように専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）は次に定めるところによるということで、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,595万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、まず歳出のほうからご説明いたします。

議案つづり9ページをお開きください。

説明欄で説明させていただきます。

都市下水路維持管理事業の中の委託料でございます。これ、中央ポンプ場制御機能改良委託料258万5,000円でございます。これにつきましては、中央ポンプ場の4号ポンプの減速機、電気系統に不具合があり、停止した場合、現場での復旧作業が必要となるということから、この出水期を迎えるに当たりまして、大変、不具合が生じた場合、危険であるということで、緊急に専決処分をして対応したものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましては、公共施設整備基金から繰入れを行ったものでございます。同額の258万5,000円でございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま説明のございました承認第1号についてですが、4号ポンプの補修ということですが、補修前の、それまでのメンテナンス、管理、そうした対応ですとか、その状況について、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

併せて、今、中央ポンプ場の改修ということが進められようとしているわけですが、ほかのポンプ場、中央ポンプ場以外で、この4号ポンプ以外の、ほかのポンプ場の現状の把握や管理の状況、あるいはメンテナンスの計画、そうしたことについて、どのような状況になっているか、本年度あるいはこれ以後、急遽、似たようなことが起こっても困りますので、それについての説明を併せてお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 中央ポンプ場の点検でございますが、ポンプを含む機械設備については、一宮町中央ポンプ場保守点検整備業務として、ポンプ設置業者でありますクボタ機工に委託し、毎年、月次点検8回、年次点検1回を実施しており、点検の結果、別途整備が必要となった指摘事項については、緊急性や必要に応じ補正対応し、整備を実施してまいりました。しかし、今回の4号ポンプの補修は、長年の指摘事項でありましたが、緊急性が低いとして整備が先延ばしになっていた案件でございます。

また、電気設備の保安管理といたしまして、法定点検である自家用電気工作物の保安管理業務として、保安管理機関である関東電気保安協会に委託し、毎年、月次点検6回、年次点検1回を実施しておりますが、電気設備全般の点検業務といたしましては、予算の都合上、実施しておりません。

そのほか、中央ポンプ場全般に係るメンテナンス管理といたしましては、日頃、職員の点検、試運転等で対応しております。

町内には11か所の排水機場があり、そのうち都市環境課で管理しているものは、中央ポンプ場以外では、宮原、白山、下村、龍宮、海岸、新地、下村地下道の7か所です。7排水機場の現状把握については、点検業務を行い、修繕箇所の早期発見や修繕計画の検討を行っています。

平成20年度から26年度までは、点検を実施しておりましたが、平成27年度から平成30年度の4年間は、予算の関係により点検が未実施でした。しかしながら、中央ポンプ場の件もあり、壊れてからでは遅いので、強く予算要望し、令和元年には復活しております。平成26年

度までの点検結果及び令和元年度の点検結果により、排水機場の現状課題は把握していますので、緊急性の高い修繕や耐用年数が過ぎているものの改修を順次行っていく予定です。

改修計画については、現在進めている公共施設マネジメントの中で、時期等を詰めていく予定であります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑がありませんか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決しました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（小安博之君） 日程第7、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、認定第1号から日程第11、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（小安博之君） 秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、認定第1号から認定第5号、令和元年度の決算関係で

ございますが、概要を説明いたします。

資料で説明させていただきますので、お配りしております令和元年度一宮町決算資料、白い冊子ですね、そちらをご用意いただきたいと思います。

それではまず、1枚表紙をめくっていただきますと右下に全体説明資料1というページがございます。こちらは一般会計のほか、全ての特別会計について決算を一覧にしたものでございます。

最初に一般会計です。

収入額51億9,544万3,405円に対しまして、支出額49億101万9,401円、差引き金額2億9,442万4,004円で行いました。

次に、特別会計ですが、4つの会計を合わせ、収入額28億6,074万1,090円に対しまして、支出額27億6,837万7,314円、差引き金額9,236万3,776円でございます。

それぞれ主な特徴点でございますが、次のページをお開きください。全体説明資料2というページでございます。こちらは全ての会計について歳入総額を一覧にした資料でございます。

最初に一般会計の収入総額ですが、決算額51億9,544万3,405円、前年度に比べ3億5,972万9,983円、率にしますと7.4%増加いたしました。こちらは、歳入の根幹をなす町税が過去最高額の14億7,000万円台になったことに加え、上総一ノ宮駅東口整備事業補助金や、観光地魅力アップ整備事業補助金などの県支出金が1億2,236万円増加したほか、釣ヶ崎海岸施設建設事業など、複数の大型事業の実施に伴い、財政調整基金等の繰入金や町債が増加したことが主な原因で、歳入全体が増加したものでございます。

次に特別会計でございますが、4会計を合わせると28億6,074万1,090円、前年度に比べ2,520万4,155円、率にしますと0.9%の減少で行いました。こちらは介護保険特別会計における各種介護サービス給付の増加に伴い、国県負担金や支払基金交付金の増加による増額要因もありましたが、国民健康保険特別会計における医療費の減少に伴い、県支出金が減少したことが大きな要因でございます。特別会計全体でこれらの要因により、減少したものでございます。

次のページをお願いします。全体説明資料3というページでございます。

こちらは、全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。一般会計の支出総額は49億101万9,401円で行いました。前年度に比べ3億1,735万1,810円、率にして6.9%の増加でございます。こちらは一宮排水機場補修事業により、土地改良施設維持管理適正化事業や、

一宮小学校屋外運動場整備工事などの減額要因もございましたが、上総一ノ宮駅東口整備事業への着手や、釣ヶ崎海岸施設整備事業、それから一宮保育所増築事業などが主な原因で、歳出全体で増加したものでございます。

次に、特別会計につきましては、4会計合わせると27億6,837万7,314円で、前年度に比べ4,483万2,189円、率にして1.6%の減少でございました。こちらは、介護保険特別会計における各種介護サービス給付費の増加による増額要因もありましたが、国民健康保険事業特別会計による保険給付費の減少が主な要因で特別会計全体で減少したものでございます。

次のページをお願いいたします。全体説明資料4というページでございます。こちらは決算概要の中の歳入歳出差引き残高を記載したものでございます。

一般会計の残高は2億9,442万4,004円で前年度に比べ16.8%、4,237万8,173円増加でございました。特別会計につきましては全体で9,236万3,776円、前年度に比べ27%、1,962万8,034円の増加でございます。

特別会計の残額につきましては、予算の正確性の関係もありますので、年度末の3月補正の際には、決算見込額を十分精査するなど、安易に残額が多くなならないよう、精度の高い予算管理に努めてまいりたいと思います。

以上で簡単でございますが、令和元年度決算につきまして説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、質疑を省略し、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって本件は、質疑を省略し、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、委員構成については、各常任委員会より2名を選出することに決しました。委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報告願

ます。

それでは、各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務常任委員会と経済常任委員会は議員控室、厚生文教常任委員会は議長室。

常任委員会開催のため、5分程度の休憩といたします。

なお、参与の方はそのままお待ちください。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時23分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会、12番、森 佐衛君、4番、大橋照雄君。経済常任委員会、11番、志田延子君、2番、内山邦俊君。厚生文教常任委員会、3番、小関義明君、1番、川城茂樹君。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて、決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、30分程度休憩いたします。

会議再開は13時50分といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時49分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長、11番、志田延子君、副委員長、12番、森 佐衛君。

以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月14日水曜日、10月15日木曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問用紙で10月5日月曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（小安博之君） 日程第12、報告第1号 令和元年度一宮町健全化判断比率について、
日程第13、報告第2号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

を一括議題といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、報告第1号及び日程第13、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それではまず、報告第1号 令和元年度一宮町健全化判断比率についてご説明いたします。

議案つづりの20ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度一宮町健全化判断比率について次のとおり報告するものでございます。

21ページの表をご覧ください。

令和元年度一宮町健全化判断比率につきましては、1つ目の実質赤字比率、それと2番目の連結実質赤字比率、この2つの項目については決算が黒字でございますので数字は入ってございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、町の財政規模に対し、地方債の返済額やそれに準ずる額の合計がどの程度占めているかを指標化したもので、3か年の平均比率で算出されます。

平成元年度は上総一ノ宮駅東口整備事業の町債、町債務負担行為に伴う、支出額の改造により、6.31622%、前年度比0.78ポイントの増加になってございますが、平均比率では前年度と同様同率の6%でございました。これにつきましては早期健全化基準を下回っております。

次に4つ目の、将来負担比率でございます。こちらは町の地方債残高をはじめ、将来町が支払っていく可能性のある負担額の総額を標準財政規模に占める割合で指標化したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。こちらは前年度33.7%でしたが、52%と18.3ポイント上昇しました。これは債務負担行為額が公共下水道施設整備事業に伴い、大きく増加したことが要因でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第2号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

24ページをお開きください。

令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきまして黒字でありますので、数字が入っていないものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 報告第1号について、質問させていただきます。

私は監査として、この数字の積み上げにつきまして、詳しく見させていただきまして、了承したところでございますが、仮に、インフラ、公共建築物等の保守、メンテナンス、改修、これがこれまでの段階で、近年、大幅に進められていた場合には、この数値が大きく変わっていたということも、大幅に悪化していたということも想定されます。

こうしたことは、今後、公共建築物ですとか、インフラですとか、改修していかなければいけない、そういう喫緊の問題がたくさんあるわけですから、そうしたことに対応しなければいけないところがやむを得ないことだと思います。

そこで、今回こういう数値になっておりますが、今後、そうした事業の計画がどこまでつくられているのか、そうしたところを、ご説明いただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

インフラ公共施設の改修等の計画ということでございますので、お話をさせていただきますが、インフラ公共施設の老朽化に対応した公共施設マネジメント、これを今進めるために、今年度、個別施設計画の策定に取り組んでおります。

4月に入札を行いまして5月に株式会社フリーフライトと個別施設計画策定に係る業務委託契約を締結いたしました。8月には関係課職員を対象に勉強会と説明会を行った上、施設ごとに現状の課題、対策、今後の方針についてヒアリングを行ったところでございます。そして、今月から重点対象施設の選定を行ってまいります。

重点対象施設といえますのは、耐用年数を既に経過している施設、10年以内に耐用年数を

迎える施設、10年以内に大規模な修繕や改修が見込まれる施設、ライフラインに影響を与える重要な施設のことでございまして、選定後は対策の優先順位をつけ、その施設に係る維持管理費用、長寿命化等改修費用、改築更新の投資費用等財政の見通しを算定しまして、今後の施設の改修計画を立てていくものでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第14、議案第1号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第2号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第1号及び日程第15、議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 議案第1号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの26、27ページをご覧ください。

本改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正は大きく2点で、まず、26ページの第6条第4項は、原則、満3歳未満児までが利用できる家庭的保育事業の卒園後の受入れ先について、連携施設の確保が著しく困難である場合は、確保しないことができる特例を定めたものですが、本改正では、第6条第4項に第1

号を加え、町が卒園後の児童を認可保育所に優先的入所調整するなどして、引き続き、児童が教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とすることを明確化するものでございます。

次に、27ページの第37条第4号は、保育の必要の程度や家庭等の状況により、居宅訪問型保育を受けることができる場合について規定をしたもので、母子家庭等の保護者の「夜間や深夜の勤務に従事する場合」の次に、「保護者の疾病、就労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」も可能であることを明確化するものでございます。現在、町には該当する事業はないため、本改正により、特に問題となる事柄は現在は想定しておりません。これらは従うべき基準とされているため、国の改正に合わせて改正するものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりは28、29ページでございます。

本改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第1号の改正と同様に、本条例においても、町が卒園後の児童を認可保育所に優先的入所調整するなどして、児童が引き続き教育保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とする改正をするものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

それでは、議案第1号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に対する討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第1号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第2号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に対する討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第2号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第16、議案第3号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 議案第3号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの30ページをご覧ください。

本改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

放課後児童支援員の認定を受けるための研修の受講機会拡充を図るため、これまでの都道府県と指定都市に加え、中核市も研修を実施できることとされたため、第10条第3項の放課後児童支援員の要件に、中核市の長が行う研修を修了したものを加えるものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま、本条例に関してご説明いただきましたが、本条例は支援員の資格に関わるものようですが、一宮の場合に、この学童の人材確保に当たって、あるいはそれに関連して問題等がないのでしょうか。あるいは今後、そうした問題点、考えられる心配な部分はないのでしょうかということについてお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 放課後児童支援員の人材確保に関する問題点はあるのかというご質問にお答えいたします。

現在、町には放課後児童支援員は8人おります。補助員と合わせて27人の職員が交代で保育に当たっておりますが、夏休みなどの学校の長期休業の際は、朝から開所するのに、多くの職員を必要とするため、町の広報に、毎年、職員募集の記事を掲載するほか、通年でハローワークに依頼をしておるところでございます。

保育に当たっては、やはり有資格者である支援員に係る負担が大きいと考えておりますので、経験を積んだ補助員には、千葉県が主催する支援員の認定研修を積極的に受講するよう勧めてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第3号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第17、議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの32ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町の一般会計補正予算（第5次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,008万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,604万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出からご説明いたします。

議案の40ページ、41ページをお開きください。

こちらの説明欄で説明をいたします。41ページの説明欄をご覧ください。今回の補正予算で人件費とございますのは、全て4月の人事異動に伴う補正が主なものでございますので説明は省略させていただきます。

上から2番目、議会事務運営費につきましては、本議場に飛沫防止の亚克力パネル、それから非接触型体温計等購入の予算でございます。128万4,000円でございます。

1つ飛ばしまして、特別職人件費718万4,000円の減でございますが、これは町長、副町長の給与減額に伴うものでございます。

2つ飛ばしまして、交通事業者支援事業につきましては、新型コロナウイルス対策交通事業者奨励金としまして、バス事業者、それからタクシー事業者に、コロナ対策を施した場合に奨励金を支出するものでございます。95万円でございます。

その下、ふるさと応援事業500万円でございますが、これは寄附金の増による、ふるさと納税の謝礼分が150万円。それから、現在、ポータルサイト、ふるさとチョイスというサイトで募集をかけているところでございますが、幅広く募集を行うためこのポータルサイトを追加するための費用が載せてございます。その他、積立金がふるさと応援基金に積み立てる金額が235万5,000円でございます。

43ページをお願いいたします。

上から2つ目、過誤納還付金につきましては、税額更正等による還付金の増によるものでございまして、250万円を計上してございます。

1つ飛ばしまして住民基本台帳事務費につきましては、住民基本台帳のシステム改修を委託するものでございます。これは国外転居者がマイナンバーカードを利用できるようにするためのシステム改修でございます。

2つ飛ばしていただきまして、障害者支援施設等支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の従事者の慰労金として、障害者施設の2施設100人に対して、1人当たり2万円を支給するものでございます。

45ページをお願いいたします。

上から2つ目、介護保険施設支援事業につきましては、先ほどと同じように新型コロナウイルス感染症対応従事者の慰労金で、これにつきましては介護施設12事業所の350人に対して1人2万円を支給するものでございます。

同じページの下から2番目の項目です。赤ちゃん応援臨時給付金給付事業、これにつきましては、令和2年4月28日から令和3年3月30日までの間に生まれた新生児1人につき10万円を支給するものでございます。予算額は701万2,000円でございます。

47ページをお願いいたします。

上から5番目、中ほどになりますが、高校生等医療費助成事業につきましては、コロナウイルスの影響によりまして、登録申請が休校等によりできなかった部分について、申請の延期を通知するための通信運搬費、それから4月から7月の診療件数増に伴う、医療費助成費、これが101万8,000円を増額するものでございます。

一番下になります。農業総務事務運営費、こちらにつきましては、会計年度任用職員を雇う予定で当初予算に計上していたものでございますが、これを雇わなくなったために減額するものでございます。

49ページをお願いいたします。

上から2番目の農業振興事業でございます。これにつきましては、経営体育成支援事業補助金、これは農業ハウスの警備の補強を支援するための県補助金を合わせたものでございます。これが4万5,000円。それから強い農業担い手づくり総合支援交付金、これにつきましては、国庫補助を利用しまして被災者農業者を支援するものでこれが118万1,000円、合わせて122万6,000円を増額するものでございます。

2つ飛ばしていただきまして、地域応援券事業でございます。こちらにつきましては、住民1人当たり5,000分の地域応援券を配布する事業でございます。併せまして町内宿泊者1人当たり2,000円分の地域応援券を配付するものでございます。合わせて7,553万4,000円の事業でございます。

1つ飛ばしまして、おもてなし提供事業、こちらにつきましては、町内の宿泊者に対して特産品を提供する事業でございます。県が4分の3、町が4分の1の事業でございます。合わせて240万円の事業でございます。

51ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁管理事務運営費でございますが、これにつきましてはダンプトラック1台を購入するものでございます。601万3,000円の計上でございます。

その下、道路維持管理事業につきましては、緊急時対応の道路維持補修工事費用が既に14件、今年、発生しておりますので、不足を生じたということで、300万増額するものでございます。

1つ飛ばしまして、道路新設改良事業につきましては、町道1-7号線、これも線形に障害物があるため、用地調査を行う必要があるということから、用地買収費を充てるための増減を行っております。その委託費用が540万円、用地買収費が540万円の減でございます。

1つ飛ばしていただきまして都市計画事務運営費でございます。こちらにつきましては統合型GISを導入する費用でございます。都市計画図等地図データをデータベース化しまして、住民と接触することなく、ホームページ等でそれらの情報が閲覧できるようにするものでございます。事業費は2,544万3,000円でございます。

その次の建築指導事務運営費につきましては、被災住宅の修繕緊急支援事業の補助金でございます。申請者数が増えたことから347万1,000円の増額をするものでございます。

その次の災害対策事業につきましては、段ボールベッドやフェースシールド、マスク、消毒液等、主に避難所で使用する消耗品を購入するもの、それから、それらの資機材を保管するための倉庫の購入、設置費用を合わせて1,348万9,000円でございます。

53ページをお願いいたします。上から2つ目です。特別職人件費、これにつきましては、教育長の給与減額に伴う減で200万円の減額でございます。

そこから3つ飛ばしていただきまして、一宮小学校管理運営事業、備品購入費でございますが、学校管理備品、電子黒板、空気清浄機等の購入をするもので、243万円の増額でございます。

1つ飛ばしていただきまして、東浪見小学校教育振興事業、それから、その下の一宮小学校教育振興事業につきましては、G I G Aスクール構想による機器整備等の費用でございます。東浪見小学校は1,262万4,000円、一宮小学校は3,607万1,000円でございます。

55ページをお願いいたします。

上から丸でいうと2つ目、学校管理運営事業、これは中学校費でございますが、電子黒板、空気清浄機等の購入に充てるもので290万円でございます。

1つ飛ばしまして、教育振興費につきましては、こちらもG I G Aスクール構想による機器等の整備で2,779万8,000円でございます。

57ページをお願いいたします。

12款の諸支出金につきましては、それぞれ特別会計に繰り出す費用で、主に人件費に係るものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

38ページ、39ページをお願いいたします。

一番上、地方特例交付金でございますが、これは減収補填特例交付金でございます、交付決定によりまして316万4,000円の補正でございます。

その下、戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、社会保障・番号制度システム整備の補助金でございます。当初に計上していたシステム改修費の補助と、今回の改修分、合わせての金額823万9,000円でございます。

その下の地方創生臨時交付金につきましては、コロナ感染症に対応した交付金でございます。1億8,743万3,000円でございます。

その下、保育所総合支援事業費補助金につきましては各保育所の保育環境整備に使うもので、90万7,000円の計上でございます。

続きまして、都市計画費補助金につきましては、被災住宅の修繕緊急支援事業に充てるための補助金でございます。72万4,000円でございます。

教育費補助金につきましては、学校保健特別対策事業費の補助金450万円と、G I G Aスクールの整備事業に充てる公立学校情報機器整備費補助金、これが3,001万1,000円、合わせて3,451万1,000円の計上でございます。

その下、農業費補助金につきましては、県支出金でございますが、経営体育成支援事業、これは農業ハウスの警備の報酬に充てるもので4万5,000円。それから、野生獣管理事業補助金につきましては有害鳥獣対策事業に充てるもので30万円。強い農業担い手づくり総合支

援交付金につきましては被災農家の支援に充てるもので89万円の、合わせて123万5,000円の計上でございます。

その下、都市計画費補助金につきましては、被災住宅の修繕の補助金に充てるものでございまして、住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金でございます。金額は194万6,000円でございます。

その下、一般寄附金でございますが、ここにつきましては、ふるさと応援寄附金500万円を計上してございます。

20款の繰入金については、それぞれ事業に充てるために基金から繰入れを行うものでございます。

一番下の21款の繰越金につきましては、その他の財源に充てるために前年度繰越金を491万9,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの説明にありました補正につきまして、大きく4点ほど質問させていただきます。

まず1つ目は、41ページの2款1項10目ふるさと応援事業です。

ここで、ふるさと納税の運用サイト、これを新たに楽天のサイトを採用するというお話ですが、各種のサイトがある中で、先行して運用しているほかのサイトもたくさんあると思います。市場の動向から、これは市場占有率ですとか、知名度ですとか、そういったものから先行しているもののほうが、事によると有益ではないかということも考えられます。

そこで、この選択の基準はどういうところにあるのかと、一宮として、これを採用することでどういう効果を上げられるのかということをお伺いしたいと思います。また、よその自治体の場合に、効果を上げているところの場合には、こういったサイトをどのように活用しているのか、情報を把握しているような部分がありましたら、そこも含めてお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、43ページ、45ページ、47ページにわたる、3款1項2目、これの障害者支援施設等支援事業、それから介護保険施設等支援事業、さらに4款1項2目の医療機関等支援事業、これに関しまして補助金の支給を行うということですが、対象についてどのような

形になっているのかと、就業期間等も関わるかとは思いますが、そういったことについて、対象についてお伺いします。また、この支給については、いつからどのような形で行われるのか。さらに、近隣市町村との連携などはどのようにしているのか。

先ほどの町長の行政報告の中に管内のというお話がございましたが、例えばすみ市などの場合の施設に、高齢の方とか、一宮の方が多く、お世話になっていた。しかもそういった施設には、一宮の方が働いていらっしゃるというような状況もあるかと思いますが、近隣町村との連携、そういったことも含めてお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、49ページになる5款1項3目有害鳥獣対策事業、これですけれども、今年度は60頭分の追加ということで補正を組んだということですが、今後も被害が継続されるのは間違いないと思いますので、次年度の事業継続のためということを考えますと、有害鳥獣の被害や生息数、正確な生息数というのは難しいので生息状況、など大まかにでも調査しておくということが必要ではないかと思えます。これには近隣の情報収集も、移動もありますので近隣の情報収集も必要ではないかと思えますので、その辺のところをしっかりとってほしいと思えますが、どのように担当では考えているのでしょうか。

さらに4つ目ですが、49ページに当たる6款1項2目地域応援券事業ですが、これに関する今後の事業の運用日程がどういう順番で、どういう日程でいく計画なのかということ。それから、町民全部に、公平に行き渡るのかということですが、そのために、どのような手順で進めるつもりかということをお聞きしたいと思います。さらに、大規模店舗などとの関連から、小規模の事業者にも十分効果のあるものが求められると思いますが、その対策をどういうふうに考えているのかと、これらについてそれぞれ、ご担当のほうからご説明いただきたいと思えます。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員からの議案に対する質問の初めですが、ふるさと納税事業に関わる、今回追加するサイトの選定のご質問にお答えしたいと思います。

現在、当町のふるさと応援事業の受付のポータルサイトは、利用者数、掲載自治体数がトップであるふるさとチョイスでございますが、さらに多くのふるさと納税寄附者の皆様へポータルサイトを通じて閲覧をいただき、一宮町のふるさと応援事業を知っていただく機会を広げるために、今回、新たなポータルサイトとして、楽天ふるさと納税を加えるものでございます。

楽天ふるさと納税でございますが、掲載自治体数は、ただいま申しあげましたふるさとチョイスに次ぐ参加数がございます。併せて楽天の会員につきましては約2,000万人いること、また、他の使用サイトの手数料と比較しても安価であること、こういったことから選定をさせていただきます。

今回のポータルサイト追加により、今後の寄附者の推移を見極めまして、複数のポータルサイトでの運用の効果を検証をした上、さらなるポータルサイトの追加や、先ほど議員さんのご質問あったとおり効果を上げている自治体のポータルサイトの運用方法などを参考にしながら、寄附者を増加させるための様々な方策に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、医療従事者と医療機関へのご質問で、初めに対象者であります。こちらは町内に所在する医療機関などの施設で奮闘いただいております医師や看護師、受付職員など、患者や利用者と接する職員が対象であり、かつ千葉県内で1例目の感染者が確認された本年1月30日から6月30日までの間に10日以上勤務したことが条件となります。

また、支給方法につきましては、それぞれの施設において、職員からの代理受領の委任状をまとめていただき、町に申請をいただきます。内容を精査し、施設へまとめて慰労金を支給しますので、施設から職員に分配をしていただきます。

支給時期につきましては、本補正予算が認められましたら速やかな支給に努めてまいります。

最後に、近隣市町村との連携に関しましては、こちら今回、長生管内市町村で歩調を合わせた取組でありますので、他の管内での取組は、現在のところ把握してございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 有害鳥獣の被害などについてお答えいたします。

一宮町では、カラスやイノシシ、ハクビシンやアライグマの有害鳥獣による稲や果樹等の農業被害が確認されています。この有害鳥獣による農産物等の被害状況については、国の被害状況調査により、町が農家に被害調査のアンケートを実施しております。これらの結果を基に近隣市町村を含む、市町村別の農業被害状況や捕獲頭数が、県ホームページで公表されております。また、千葉県により、鹿、キョンについて県全体で推定の生息数は算出されて

おり、いずれも生息数は増加傾向にあり、捕獲数については増加が懸念されております。

今後、近隣市町村の捕獲頭数や被害状況等の状況に耳を傾け、一宮町における適正な捕獲数を検討するなど、適正に野生獣管理事業を遂行してまいります。

ちなみに、一宮町の被害金額、令和元年度の、農作物の被害金額ですが、稲が17万円、豆類が6万5,000円、果樹78万円、タケノコ、シイタケ等が8,000円。鳥獣別の被害金額ですが、カラスが5万円、ウサギ1万円、イノシシ8万3,000円、ハクビシン32万5,000円、アライグマ55万5,000円。千葉県による、推測数の令和元年度の調べは、鹿が約3万7,300頭、キョンが約4万4,100頭、そのほかの動物の推定の推測数の把握は残念ながら、まだ確実にできていない状況であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、地域応援事業の事業運営について、そしてまた、町民全部に公平に行き渡るのか、さらには小規模事業者の効果ある対策はというご質問でございますが、今回行われます住民配布型の地域応援券の事業概要ですが、8月31日時点で、住民登録がある方全員に、1人5,000円の商品券を配布いたします。

商品券の配布方法でございますが、10月中旬に世帯主宛てに各世帯人数分の商品券を簡易書留で郵送をいたします。商品券は、皆様のお手元に到着したその日から、町内の取扱店で1月31日までに使用できます。

また、小規模事業者への経済波及効果を高めるための施策等でございますが、例年販売しておりますお買物券では、購入した商品券の半分以上が大型店舗で使用できるものでした。しかしながら、今回実施する応援券では、配布される5,000円のうち、大型店舗で使用できる額面を1,000円に限定し、残りの4,000円分を小規模店舗専用とすることにより、より多くの企業、中小企業、そしてまた商店をご利用いただくための仕組みとなっております。さらに幅広い消費につなげるため、今まで登録のない店舗などに加盟を呼びかけて行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁、終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 先ほど説明の中で、福祉健康課のほうで障害者支援施設等支援事業と介護保険施設等支援事業に関して説明がなかったんですが、医療機関等の運用の仕方、その

他についてと、ほぼ同様と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） お答えさせていただきます。

先ほどの回答の中で、医療従事者等慰労金ということでもくってしまいましたが、3つの事業同様の扱いでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、15分程度の休憩といたします。

再開は、午後3時といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時59分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第18、議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第2次）議定について、ご説明をいたします。

議案つづりの66、67ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,691万3,000円とするものでございます。

歳出よりご説明をいたします。72、73ページをご覧ください。

1款総務費でございますが、こちらは、一般職人件費につきまして151万4,000円を増額するものでございます。主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の国保税の減免に関する業務等の増加により、短期でパートタイムの会計年度任用職員を雇用するため報酬を追加するものや、職員の人事異動によるものでございます。

次にその下、8款諸支出金の200万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、保険税の減免を実施しておりますが、令和元年度分の還付対象者が多いことから、これに対応するものでございます。

次に、歳入になります。70、71ページをご覧ください。

4款県支出金200万円の増額につきましては、保険税の減免に要する費用に対し、県から10分の10、交付が見込まれるものでございます。

その下、6款繰入金につきましては、人事異動に伴う職員の人件費等の増額補正に対応するため、一般会計から繰入金として151万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説明いたします。

議案つづりの80ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億276万1,000円とするものでございます。

初めに歳出をご説明いたします。

議案つづりの87ページ、説明欄をご覧ください。

1行目及び2行目の人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う予算の整理でございます。また、3行目の償還金につきましては、昨年度、交付を受けた支払基金交付金について実績が確定しましたので、超過分の返還金258万8,000円を計上するものです。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりは84ページにお戻りください。

補正予算の財源といたしまして、上から、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ定率により計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第20、議案第7号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 議案第7号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定について、ご説明をいたします。

議案つづりの94、95ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,129万円とするものでございます。

今回の補正でございますが、例年、国民健康保険と合同で実施しておりました後期高齢者保険の集団健診につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして3密を避けるため、別枠の日程で開催することになりました。その対応に伴いまして、開催日のうち土曜日の勤務に当たる職員の時間外勤務手当の追加が増額の主なものとなっております。

補正額といたしましては歳入及び歳出につきまして、19万5,000円の増額をするものでございます。

なお、歳入につきましては、一般会計からの繰入金で対応するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、議案第7号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第21、議案第8号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、議案第8号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次) 議定について説明いたします。

議案つづりの106ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,495万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

議案つづりの112、113ページをご覧ください。

一般管理費の人件費ですが、4月の人事異動に伴うもので、100万円を計上するものでございます。

続きまして歳入ですが、議案つづりの110、111ページをご覧ください。

歳出予算の財源といたしまして、一般会計繰入金より100万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、議案第8号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第22、議案第9号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第9号 町道路線の変更についてですが、議案の116ページをご覧ください。

道路法第10条第2項の規定により、一宮町舞台地先の町道2462号線の幅員及び延長等をJR東口の開設に伴い、直線的な認定からUの字型の形状に本表の内容で変更するものがございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第22、議案第9号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第23、発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 8 番、藤乗一由君。

○ 8 番（藤乗一由君） 発議案第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 2 年 9 月 16 日 提出。

提出者、一宮町議会議員、藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員、袴田 忍、森 佐衛、大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

内容についてです。

一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例。

一宮町議会委員会条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

（1）総務経済常任委員会、7 人。

ア、総務課の所掌に属する事項。イ、秘書広報課の所掌に属する事項。ウ、企画課の所掌に属する事項。エ、オリンピック推進課の所掌に属する事項。オ、税務課の所掌に属する事項。カ、都市環境課の所掌に属する事項。キ、産業観光課の所掌に属する事項。ク、会計課の所掌に属する事項。ケ、議会事務局の所掌に属する事項。コ、農業委員会の所掌に属する事項。サ、選挙管理委員会の所掌に属する事項。シ、監査委員の所掌に属する事項。ス、固定資産評価審査委員会の所掌に属する事項。セ、他の常任委員会の所掌に属しない事項。

（2）厚生文教常任委員会、7 人。

ア、住民課の所掌に属する事項。イ、福祉健康課の所掌に属する事項。ウ、子育て支援課の所掌に属する事項。エ、教育委員会の所掌に属する事項。

附則、この条例は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

発議案第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

発議案第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出いたしま

す。

令和2年9月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員、袴田 忍、森 佐衛、大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

現在当町の各常任委員会の委員数を見た場合、総務常任委員会4人、経済常任委員会5人、厚生文教常任委員会5人となっております。4人の委員会では、付託案件の審議の場合、委員長が進行役を務めるので、賛否は3人で行う状況となり、仮に体調不良等があり、欠席者があった場合には、実質2人で賛否を問うという場面もないとは言いきれません。こうした状況は、様々な意見を聞き、複数の目線でチェックし、十分な審議を行うという観点から見た場合、適切であるか否か疑問である部分もございます。

そこで、2委員会制への見直しの検討を進めてきたものです。委員会の構成ですが、厚生文教常任委員会は、これまでと同じ所管業務です。これは、子供たちの成長に合わせたもので、乳児や保育園等、小さなお子さん、これは厚生の分野で、小中学校、そして社会人となっていく過程は文教分野となり、時間的なつながり、関連性がございますので、これまで同様といたしました。

また、総務経済常任委員会は、土木や農業と建設的事業を展開していく中では、財源の確保や契約に伴う入札、こうした関連性から一つにしたものです。

各委員会の所管の業務量につきましては、総務経済の業務量が多いように感じますが、厚生文教では、国保や介護、後期高齢者医療といった特別会計も入ります。そこで、極端に偏った配分ではないと考えられます。

それでは、具体的な改正内容についてですが、第2条の各号を次のとおり改めるものです。

第1号、総務経済常任委員会、委員定数7人。所管業務は、総務課、秘書広報課、企画課、オリンピック推進課、税務課、都市環境課、産業観光課、会計課、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の所掌に属する事項のほか、他の常任委員会の所掌に属しない事項の14事項となります。

第2号、厚生文教常任委員会、委員定数は7人。所管業務は、住民課、福祉健康課、子育て支援課、教育委員会の所掌に属する事項の4事項となります。

附則として、この改正は令和2年12月1日から施行するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第23、発議案第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第24、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年9月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員、袴田 忍、森 佐衛、大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなって

いる。

地方自治体は福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の税収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日。

千葉県一宮町議会議長、小安博之。

内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、経済産業大臣様、内閣官房長官様、経済再生担当大臣様、まち・ひと・しごと創生担当大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。今回は、お名前は抜いてあります。

では、発議案第2号について、簡単にご説明いたします。

新型コロナウイルスの拡大は、緊急事態宣言解除後も観光客や飲食店等利用者の激減など、地域経済や社会に大きな影響をもたらし、地方税や地方交付税の一般財源の激減が避け難く

なっております。地方自治体は、福祉や医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など課題への対応に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症対策にも迫られ、今後ますます厳しい状況になることが予想されております。このことから、3年度の地方財政対策及び地方税制改正に向けて、地方の財源を確保していただくようにということで、意見書を各関係機関に提出するものです。

それぞれの5項目につきましてですが、第1項目は、地方交付税そのものの一般財源の総額をしっかりと確保していただきたいということを趣旨としております。

2項目めにつきましては、地方交付税の額、これが減らないようにということで、地方交付税の全体総額を確保していただきたいということを要望しております。

3項目めは、今後、地方税収が大幅に減少することが考えられるため、税収減となる、その部分に関する補填措置、これを講じていただきたいという要望です。

4点目は、地方税の税収が安定的な地方税体系、これをつくっていただきたいという要望です。

5点目につきましては、固定資産税が市町村の重要な税源であるということから、今回の新型コロナウイルス感染症におきまして様々な特例措置が、控除ですとか、特例措置がなされましたが、これを元に戻していただきたいということを要望しております。

意見の提出先は内閣総理大臣をはじめ、記載の関係各大臣等であります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第24、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分